

平成28年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成28年12月8日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-------|-----------|-------------------|
| No. 4 | 1 番 | 松 田 隆 志 君 | (P 5 1 ~ P 6 2) |
| No. 5 | 1 1 番 | 上 田 秀 人 君 | (P 6 3 ~ P 8 7) |
| No. 6 | 1 2 番 | 後 藤 功 君 | (P 8 8 ~ P 1 0 2) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野一君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（白岩征治君） 本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。

それでは、早速本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第4、1番松田隆志君の一般質問を許します。1番松田隆志君。

◇1番 松田隆志君

1. 西郷村の財政運営について
2. 西郷村の教育について

○1番（松田隆志君） 1番松田隆志です。村の財政運営についてお伺いします。

地方財政の中で最も重要な位置を占める地方交付税制度ですが、その中で臨時財政対策債を中心にお伺いします。

まず最初に、11月25日付、先月ですけれども、福島民報新聞に「交付税成果枠倍増へ」という記事がありましたが、人口が増えるなどした自治体を支援するのが目的との記事であります。これについては、西郷村が該当しそうな内容であります。西郷村にとってどんな利点があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 1番松田議員の一般質問にお答えいたします。

交付税の成果枠についてでございますが、新聞報道及び県からの情報によりますと、平成28年11月25日に開かれた政府の第19回経済財政諮問会議の際、次年度以降の交付税算定の際に、人口減少対策で成果を上げた自治体に地方交付税を手厚く配分する方針が表明されました。

詳細についてはまだ明らかになっておりませんが、平成29年度から3か年かけ、普通交付税の基準財政需要額の1項目である人口減少等特別対策事業費の算定に用いる基礎数値を、従来のまち・ひと・しごと創生の取り組みの必要度に応じた算定から取り組みの成果に応じた算出へ、1,000億円シフトするということでございます。

具体的な算出方法は不明ですが、取り組みの成果としまして、人口増減率、転入者人口比率、転出者人口比率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、それから女性就業率等の統計指標を用いて、全国の伸び率と比較して成果を上げている団体の基準財政需要額を割り増しすることで、交付税の配分を調整するという内容でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君の再質問を許します。

○1番（松田隆志君） はい、了解いたしました。

詳細はわからないということでございますが、成果を上げた自治体にそれなりの配分があるということで、期待しているものでございます。

さて、決算が確定している平成27年度の西郷村の村債残高を見てみますと、一般会計で70億8,700万円、特別会計で51億3,700万円、合計で122億2,400万円余りとなっています。西郷村の場合、村債残高は若干ながら減少傾向にあります。臨時財政対策債は増え続け、平成27年度末の残高は47億5,800万円と、一般会計の村債残高の67%余りと、大きく増加しております。

臨時財政対策債は、平成13年度から平成15年度までの3か年、臨時的な措置として導入された地方債であったはずですが、その後、継続して続けられていることは、既に臨時的な財政措置ではなくなってしまうのではないかと私は考えます。臨時財政対策債は、本来なら地方交付税として交付されるべき金額の一部について、地方が臨時財政対策債という借金をすることによって補填し、その元利償還金相当額を後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入するという仕組みとなっているわけでございます。元利償還金が後年度の地方交付税に全額算入されることとはいえ、地方債の扱いであることには変わらず、地方債は累積するばかりであります。

臨時財政対策債は、発行が可能なものであって、発行しなければならないというのではなく、村の判断でできるものということになってきているようであります。算出の方法は、村の人口に基づく基礎方式と財源不足額に基づく方式とがあるということでございますが、平成25年度からは財源不足方式のみで算出されるということでありますから、普通交付税の不交付団体は発行できなくなるということでございます。

そこで、お伺いしますが、かつて西郷村が地方交付税の不交付団体であった期間の平成17年度から平成21年度の5年間において、臨時財政対策債の元利償還金が基準財政需要額に算入されながら、不交付団体となったために交付されなかった財源の取り扱いはどうであったのか、また、金額はどのくらいであったのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

臨時債の不交付団体時の財源の取り扱い、金額についてということでございますが、不交付団体であった平成17年度から平成21年度の期間中に、普通交付税の算定の際、理論上、基準財政需要額の公債費に算入された臨時財政対策債還金は、平成17年度が2,170万7,000円、平成18年度が4,250万5,000円、平成19年度が7,674万4,000円、平成20年度が1億93万2,000円、それから平成21年度が1億1,834万8,000円ということで、合計では3億6,023万6,000円となります。

財源の取り扱いといたしましては、不交付団体でありましたので、理論上は全額村の自主財源で償還するということになります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） はい、了解いたしました。

ただいまの答弁によりますと、3 億 6,000 万円余りが一般財源で償還したということであります。この金額 3 億 6,000 万円余りということですが、補助事業でやったならば 7 億円から 8 億円の事業ができてしまう、そういった金額になります。例えば、1 月に開館予定の村民屋内プールでございしますが、これが 1 棟できてしまうような計算になるんじゃないかと私は考えます。

埼玉県の上田知事でございますが、今年の 9 月の記者会見で、臨時財政対策債について、後で金ができたら返すからという中央政府の仕組みはでたらめとしか言いようがないというようなことで批判しております。まさしく、そのとおりだと考えます。

平成 13 年度に創設された当初は、3 か年の臨時措置として導入されました臨時財政対策債ですが、現在に至るまで延長され、当面は平成 28 年度、今年度までとされています。恒常的となってしまった臨時財政対策債ですが、平成 28 年度で終了するのか、また、いつまで続くのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

臨財債、いつまで続くのかということですが、まだ国より、平成 29 年度の地方財政計画が発表されておられません。平成 29 年度総務省の概算要求の段階では、対前年度比マイナス 4.4%となる見込みでございます。現金として交付される普通交付税の総枠自体がマイナスとなりますので、当然、国はそのマイナス分も含め、臨時財政対策債で財源を補おうとする平成 29 年度地方財政計画を作成せざるを得ないものと思われま。よって、臨時財政対策債は、平成 28 年度も終了しないものと思われま。

いつまで続くかということにつきましては、国で臨時財政対策債も含めた地方交付税の総枠の予算を確保できるまでは継続されるのではないかとこのように思われま。ので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 臨時財政対策債は、平成 29 年度も継続するのではないかとこのことで了解いたしました。

臨時財政対策債は、先ほども申し上げたとおり、村が必ずしも発行しなければならないものではありませんが、地方交付税制度が地方の財源不足を補うという観点から、村は発行せざるを得ない状況となっております。

先ほど申し上げた元利償還金の残額 4 億 7,800 万円は、基本的には村が返済しなければなりません。基本的な財源保障は国が行うのは制度上当然のことですが、地方財政の枠組みにある以上、その一義的な責任は村がとらざるを得ない状況です。臨時財政対策債で借金しているのは自治体であり、返済で財政運営が厳しくなれば、行政サービスの縮小など住民にしわ寄せが及ぶおそれがあるというふうに警鐘を鳴らす研究者もいます。

平成25年に国は、地方自治制度の根幹を揺るがすようなことを強行いたしました。それは、地方公務員給与の臨時特例というもので、国が東日本大震災復興財源の一部に充てるため、平成25年度から2か年にわたり国家公務員給与を平均7.8%引き下げることを決めたことから、地方でも給与削減を強制するために、地方交付税を削減するというものでした。

地方は、既に行財政改革や財政再建の名のもとに、独自に給与削減を行ってきた自治体が多く、また、地方交付税は地方固有の財源であるにもかかわらず、国が理不尽な削減を強行したことに地方から強い反発の声が出されたというのは、記憶に新しいことでもあります。これは、地方自治をないがしろにする暴挙であると言わざるを得ません。

地方交付税法の第1条には、地方交付税の交付の基準の設定を通じて、「地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」ということと定めてございます。これを、国がその時々で、政策誘導策として利用されるべきものではありません。

地方六団体も、この措置が地方自治の本旨をないがしろにするものであるとともに、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、到底容認できないと、強く国の対応を非難しています。

この臨時財政対策債は、懐に爆弾を抱えているように非常に危険なことであり、今後、国の財政コントロールのもとに、地方が国に支配される構図が強まるのではないかと、危惧するものであります。そのためにも、地方交付税は地方固有の財源であることを再確認し、国の責任において地方交付税の財源を確保することを強く求めています。

この5年間の村の財政状況の推移を見ますと、村の財政力が高まっているために、地方交付税は漸減している一方、逆に、臨時財政対策債は2倍近くの伸びを示しています。本来、現金で配分されるべき地方交付税ではありますが、その実態は大きく借金にシフトしており、雪だるま式に膨れ上がっています。

ますます膨れ上がる臨時財政対策債残高と元利償還金の財源について、今後、国と地方において議論の焦点になることは間違いありません。そのためにも、早急に臨時財政対策債の制度を廃止することを求めるべきだと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番松田議員の一般質問にお答えします。

臨財債の制度についてということで、地方交付税から国家と地方予算、それからこの制度についての言及がございました。

まことにこのおただしのおり、上田知事のお話も出ましたが、この臨財債はお話のおりです。そもそも現金で単年度にというところを、要するに分割払いというこ

とにしたと、なぜか。やっぱり、地方交付税の原資が景気によって左右される。そして、景気に左右されるということが、とりもなおさず地方の交付税に連動した場合は、地方は悲鳴を上げる。なるべく地方交付税は一定の、山と谷ないように交付されれば、これは地方にとってはいいわけです。

ただ、国家にとってみますと、今度は税を徴収するものの山と谷が、どうやって地方に平らにしていくかといったときに、緩衝装置として地方交付税の特別会計で借入れをしている。一番高いとき50兆円の残高を国も持っていましたですね。そういう緩衝装置を付けながら、地方に対する交付税は一定にやりたい、これがこの仕組みであります。

しかし、今年の地方交付税16兆円ですが、7,000億円上乘せして、今、総務省と財務省で綱引きをやっております。果たしてという中に、先ほどの話もありましたですね。基本的にはそのとおりです。ないほうがいいし、これはやはり需要額に応じた差額は、交付税としてコンスタントに来るようにすべきであります。当然、このことは自治体の長はそうすべきです。そうやっていきます。

景気が上ぶれた場合は、今の問題は出てきません。下ぶれた場合どうするかということになりますと、財務省では総務省が言っている16兆円、去年より7,000億円増えている。どう扱うかといったときに、一般財源として交付税五十数兆円ありますが、それで賄えない場合は交付税特会、国がまた借金して、そして地方に配るのかということにまたなってきますので、これとの連動がいわゆる臨財債の存続になるわけであります。

景気が上ぶれる、あるいは景気がうまくいって、国税というか、地方税に振り向けられる基本の――後から質問あるようですが、そういったものの率が上がってくる。そうしますと、これは地方交付税制度は安定していきます。ただ、マイナスの場合にこの制度がとられておりますので、早く解消するためには、やっぱり経済の回復があって、地方交付税に振り向けられる原資が安定するという前提がつくわけであります。

このことを頭に置いて、そして我々はこのことですが、地方もやはり安定的な財政運営が必要でありますので、議員のご指摘のとおりです。これは、交付税は安定的に来る、それも分割じゃなくて、現ナマでもらいたい。これはやっぱり、制度とすれば一過性のものであって、早く戻すべきだというのは同感でありますので、上田知事おっしゃるとおりと、まさに全国町村会の交付税の安定化と、あるいは臨時財政対策債、こういったものについては制度が難しくなってしまうですね。

そして、基本的に地方が起債しているので、起債の償還は地方自治体に任せる、これが一番危ないということになってくるわけでありますので、この制度が早く解消されますように、解消されるには、先ほどの景気が回復して、交付税の基本となる税が安定的に確保できる、こういった方向になってくれればいいと思っておるところでございます。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 地方が安定的に財政を運営させるためには、税収もそれなりに上

げて、地方に交付税として配っていただくということが大事なことかと考えます。そして、国と地方との信頼関係が揺らぎ始めている現状を見ると、臨時財政対策債を発行し続けることは、そのリスクも増大していくということを肝に銘じるべきだと考えます。

今後、地方財政の健全化に向けて、臨時財政対策債が大きな支障になりつつあることは間違いないと考えます。国の都合で臨時財政対策債が制度化されましたが、今後、膨れ上がる村債残高は、地方を国が意のままに操る材料として利用されるのではないかとの懸念を捨て去ることができません。そのためにも、地方財政の基本に立ち返り、地方の財源不足は地方交付税で措置し、なお交付税財源が不足する場合には、地方交付税の法定率を引き上げることによって対応することを強く求めていく必要があると考えますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まさしくそのとおりでありまして、少しずつ制度は変わってきております。国税三税の32%が今33%とか率が上がったり、ただ、消費税の部分は下がったりしております。基本的に国が集める税金、これを地方にどう安定的にという制度でございます。

そもそも江戸時代から、60余州300諸国はおのずと、みずからの財政はみずから賄ってきた。それが明治新政府になって、中央集権でお金を集めないと、軍備あるいは国の制度、ヨーロッパにとっても追いつけないと。そして、その間に外国の侵略を許してします。では、どうするかということで防衛力、どこでも同じですね。そのために、軍をつくったりということで、あるいは殖産興業をやってきたということがあって、その中央集権が今の地方交付税の前身、平衡交付金制度になって、そして地方自治体の安定的な財源は、やっぱり国家で1回集めたものを、どう安定的に地方に配るか。平衡というのは、全国同じく一律にというか、やっぱり公平になるように、それも思想的には単年度です。今の臨財債はなかったわけですね。

そういったことがあってきましたが、やっぱり今後どうなっていくかということで、安定的にという場合は、全体の税収が、景気が上がらない場合は税率を上げる、これが一番であります。それが、今のなかなか国家がうまくいかない場合は、国も借金をして地方交付税を配るといふときに、どこまで続くのかといったものと全く連動するわけです。

それを今、最後に議員が言われたとおり、臨財債は可能額ですので、全部発行すれば、もちろん後年度負担は交付税に算入されますから大丈夫なのですが、それは安定的に見て大丈夫なのかという、やっぱり危なさがあるだろうと。よって、注意をすべきである。

村も発行可能額より少なくしております。これは議員ご指摘のとおり、やっぱり全額発行していったら、積み重なっていけば、後で何かあった場合に困るだろうということで、これまで満額の発行はしませんでした。これは、財政運営上、やっぱり義務経費にカウントされますので、そういった数字は下げたい。ただ、額が大きくな

ってきましたので、臨財債相当額とそれを抜いた場合、その数字が2段構えになって出てきます。そういうことを考えながらも、やはり借金は少なく、なおかつ交付税制度は維持してもらって、それもできればふやしてもらい、そういうことだろうと思います。

この話の延長上にありますものは、やっぱり中央集権から地方分権だろうと。地方分権にいった場合は、今の外交あるいは防衛、そういったものの国家で基本となる部分と、あるいは地方としてやる部分は、もう少し国家と、中央と地方に移動すべきである。そのときの一番の問題は今、財源問題であります。この問題が連動しなければ、やっぱり合併に期するということになりますので、地方分権の法定されてからもう相当たちますが、今の地方交付税制度の延長みたいなものですね、この大きさが分権と連動するというを頭に置いた今のいろんな制度の流れがあるというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 村の臨財債の発行額については、発行可能額より少なく発行しているということで、了解いたしました。

地方交付税制度は、財政力が高く、自主財源の潤沢な団体にとっては有利とは言えませんが、国土の均一な発展にとっては不可欠な制度であることは認識しております。国にとって改革であっても、地方にとって改悪であっては何にもなりません。今の地方を守っているのは地方交付税制度であります。だからこそ、国はこの制度を守り、常に地方のほうを向いてもらいたいというふうに考えます。

福島県の南の端っこの一寒村が騒いだだけではどうにもならないことでありますから、他町村とも歩調を合わせて、できれば市も含めて、地方交付税制度を本当の地方のための制度としていただくよう、国に対して強く求めていくことをお願いして、1番目の質問を終わります。

続きまして、西郷村の教育について、偉人の発掘について質問いたします。

偉人とはどんな人のことをいうのかと辞書をひもとけば、世のためになるような立派なことをなし遂げた人、偉大な人ということであります。

福島県の偉人はと申しますと、公人、実業家、画家、版画家などの分野でたくさん活躍した方がいらっしゃいます。その中でも特に有名なのが、お金の千円札の肖像ともなった野口英世博士であり、福島県が誇るまさに偉人であると考えます。

今年の5月、ある方に西郷村出身で北海道の開拓に尽くした故早山清太郎氏の件について聞かれたことがきっかけとなり、そして札幌市のホームページに「シノロ開村発祥地記念碑」の除幕式が行われたとのニュースを見つけました。

この記念碑は、今から約150年前の1858年、同地域に自費——自分のお金で農家約10戸を移し、「荒井村」を開いた函館奉行石狩役所調役荒井金助と、翌年に入植し、私財を投入して道路建設を進めるなど、同地域の発展に尽くした早山清太郎の2人の功績や、同地域の歴史を後世に伝えようと、近隣の有志や歴史研究者などの賛同者を募って結成した「篠路開村記念碑建立実行委員会」が建立したものの記事

であります。

ここでいう篠路村というのは、札幌市に合併する前の北海道札幌郡篠路村であります。札幌市は、琴似町、札幌町、篠路村の3町村が合併し、1955年に札幌市になりました。

ここで2人の名前が出てまいりましたが、そのうちの1人、早山清太郎氏こそが我が西郷村出身で、北海道の開拓の歴史に名を残した人物であります。この早山清太郎氏について、村長はどのような認識をお持ちか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 早山清太郎氏の名前は、随分昔から聞いております。一番よく調べてお話しただいたのは、松竹工芸の小針さんであります。40年も前からですね。札幌市役所に行くと、いろいろ教えていただけますよと。札幌神社というところがあって、そこに顕彰の何かがありますよと。それから、札幌市の史、西郷村史と同じものの中にちゃんとその記述がありますよと。あるいは、いろいろ行き来があったりして、そしてあるとき、今の篠路村に大水が出て災害があったときに、米村の人がお金を集めて送ったといったこともあります。

やはり、偉人ということで、西郷出身の人がそういった実績を残されて、地元でたたえられているということはまことに喜ばしいことであって、それも今考えますと、どこの家の誰だということまでわかって、そのときお金を集めた人が誰だかもみんなわかっておりますので、まことにすごいことだと思っております。

そもそも、早山（そうやま）という名前自体が、双石の「そう」であったり、相山（あいやま）であったり、「はややま」であったりということがあったり、あとは鹿島神社の今の鋳物師の鐘があって、あそこによく見てくださいと。何らか、その時代の後に、やっぱり鋳物師として奈良あたりから来た人ではないか。そして、東大寺の大仏とか、あるいはそういったものに携わってのではないかとといったことまで話を聞いたことがあります。

まことにこの歴史あるいはという流れの中にあって、その系譜の中に、我が身を削って篠路村の発展、あるいは琴似、今、札幌市の南西のほうですか、何か方向的にそんなふうなのかなと思って、よく聞いたりしていましたが、そういう人がいることは、まことにすごい。いろいろご苦労されて、西郷も川谷の加藤完治先生とか、いっぱいすごい方がいて、今の西郷があったりします。

やっぱり、そういったことがお手本になったり、あるいは誇りになったりという形になって後世に伝えられていくこと、まことにすばらしいことだと思って、聞いてきたことを今申し上げているところでございます。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） はい、了解いたしました。

早山清太郎氏は、札幌の歴史をつづった「新札幌市史」をはじめ「札幌百年の人びと」など、数多くの歴史書に名を連ねております。さらに、福島県のホームページ、「北海道に足跡を残したふくしまの人々」でも紹介されております。そのホームペー

ジには、「1858年、石狩平野で初めての米作りに成功した。いままで米がとれないとされていたこの地方での産米に感激した箱館奉行は、清太郎に賞金を与え、また、数々の功績に、のちの開拓判官・島義勇は「早山は…わが北海の主人なり」と評している。この後、清太郎は篠路村に移り、開墾を進め、道路を開いたり、学校を建てたりして、村の発展に尽くした。」と、その功績を紹介しております。

早山氏は、明治7年に、後の内閣総理大臣黒田清隆が北海道の開拓次官として開拓の指揮をとっていたときに、多大な功績を残したとして金250円と賞状を賜っております。金250円は、現在のお金に換算すると約500万円に相当するものと言われております。また、明治14年には、時の左大臣、有栖川宮熾仁親王より賞状を賜っております。

実は、早山清太郎氏が生まれた早山家は、西郷村史にすぐれた鑄物師として取り上げられ、過去において、西郷村社会科副読本に記載されていたと聞きますが、残念ながら現在の社会科副読本には記載されておらず、見つけることができませんでした。

過去において記載された内容について、資料等がありましたらお伺いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 1番松田隆志議員の質問にお答えいたします。

今お話にありました、過去に早山家のことが載っているものがあるかということで探しましたが、平成5年12月に西郷村教育委員会が発行した西郷村社会科副読本のデータブック、これなんです、これの55ページに、ほんの一部ですが、このところに鑄物師の早山氏ということで紹介されております。

このデータブックは、子どもたちが見るものではなくて、教師用のデータブックとしてつくられたようですが、内容といたしましては、早山氏が京や奈良の古寺をめぐる際に、大勢集まっている鍛冶職人が大鐘の鑄物に難儀している、鑄造に難儀している状況に出くわしたので、早山氏が助言したところ、鐘が見事に完成し、その話を耳にされた天皇より大納言の位が贈られたというようなことが書かれております。

先ほど、村長さんのお話にもありましたが、そういう意味で、かなり腕のある鑄物師だったというようなことの情報がこのデータブックに載っていることがわかりました。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 平成5年のデータブックに記載されているということで、ぜひ後で拝見させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

さらに、「北海道小学郷土読本」にも記載されたことがあるというような情報もありましたが、残念ながらそれは見つけることができませんでした。西郷村史によれば、早山家は中世から近世に及び、子孫一族が会津、仙台で活躍した鑄物師として知られ、早山氏の本拠地は米村となっています。

「新編会津風土記」に記されており、清太郎氏の祖先である双山但馬守清次は1544年、白河鹿島十一面観音堂銅鐘の作者であるということが明らかになってい

ます。

早山清太郎氏は、西郷村では過去の人として忘れられた感がありますが、札幌市において顕彰碑がおとし建立されたことを思えば、北海道では開拓の偉人として、北海道の現代人の心の中に生きている人であります。

この件に関して調査を進めているうちに、篠路山報国院龍雲寺というお寺で出版した冊子の中で、早山清太郎氏の縁故者がこのお寺を訪ねてきたとき、早山清太郎氏が札幌でこれほど有名だとは知らなかった旨の発言をしていたとの記述があります。早山清太郎氏の偉大さを知らないのは、彼の出身地である我々だと気がつかされたのであります。

記録によると、明治31年の大洪水は、住民の4割の人が篠路村を離れるという大災害でした。先ほど村長が申し上げたとおりですが、早山氏は、地元の役所のみならず、ふるさとの西郷村にも援助を求めました。明治31年ですから、早山清太郎氏が西郷村を離れてから既に50年以上の月日がたっています。当時の日本人の平均寿命は50年を切っていましたから、世代も相当変わっていたはずでございます。それだけの災害だったということでしょうが、当時の西郷村の人々は、その援助要請を受け入れました。記録によれば、寄附した人は28名、金額は46円余りということで、その金額は現在のお金に直せば200万円相当ということであります。この46円の寄附金が早山氏にとってどれほど心強いものであったか、感慨深いものがあります。

秋にノーベル賞が発表され、昨年に引き続き医学・生理学賞に大隅良典東京工業大学名誉教授が受賞し、その記念講演が昨日行われましたが、大隅教授は子どものころの夢を語りました。受賞した方の努力に敬意を表するのはもちろんですが、それを目の当たりにした研究者や学生、生徒、さらに児童などに、「私も勉強してノーベル賞をとるような人になりたい」と、夢を持たせてくれるものであります。子どもにとって夢が必要だと思います。

歴史的な偉業をなし遂げても、半世紀も過ぎれば忘れられてしまうこの世の中で、早山清太郎氏は没後120年も過ぎようとするおとし、顕彰碑が建てられたものであります。これは、まさしく彼の偉大さを物語るものであります。

ここで、お伺いします。

このような功績を残した早山清太郎氏を社会科副読本などで紹介し、子どもたちに夢を持たせるべきと考えますが、そのような考えがあるか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

小学校の授業が社会科ですと、小学校の学習指導要領にのっとって行われますが、3年生、4年生では、地域の人々の生活のことを見学・調査したり、年表にまとめたりにして、調べて、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。そういう地域の発展に尽くした先人の具体事例などを学ぶということで、教科書ですと全国版なので、なかなか地方地方のその土地土地のそういう資料が載っていないもので、そういうところから、本村でも社会

科副読本をつくっております、3、4年の社会科で、いわゆる地域学習のために教科書の内容を補うための資料として作成しております。

先ほど議員のほうのお話にもありましたが、現在の資料集には早山氏のことは載っておりません、西郷村のこの地域の発展に尽くしたという事例を載せているものですから、例えば西郷村ですと、各地区の開拓とかそういうところのお話とか、あとは羽太の鶴のお話ですか、そういうものが出ておりますが、今、お話しいただいた早山清太郎氏のような、やはり本村以外でそれだけ名の残ったといえますか、そういう尽くした偉人でございますので、本村の発展に尽くしたという事例ではありませんが、この西郷村に生まれ育って、故郷を遠く離れた地で世のため人のために尽力された事例といたしまして、本村の子どもたちに大きな誇りと自信を抱かせるものであると思います。

この副読本は、昨年度新たにつくり直したものなのですが、製本してあるのじゃなくて、加除式になって、差しかえがきくようにつくっております。なものですから、次回、見直す作業の際に、早山氏のことについて小学3、4年生にもわかりやすいようなものにして、参考資料として掲載していくように検討していきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） はい、了解いたしました。

早山氏の功績を再確認して、ぜひ事例として副読本のほうに載せていただきたいと思っております。

さらに、来年2017年でございますが、早山清太郎氏の生誕200年の年になります。札幌市は、先ほど申し上げましたように、2年前、彼らをたたえる顕彰碑を建立しましたが、出身地である西郷村も彼をたたえ、西郷村にもこういった偉大な人物がいたということを知らしめるために、生誕200年の記念の年に何らかの行事等があってもしかるべきではないか考えますが、そういった考えがあるかどうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 生誕200年ということで今お話がありましたが、ちょっと今のところ、イベントというものではないんですけども、幸い教育委員の村田清氏も早山清太郎氏について大変詳しく調査されておまして、その成果などを今後、生涯学習課で展開しております西郷単位制総合大学の講座での講演をいただくとか、そんなプログラムを入れるとかそんなふうにして、生誕200年に当たることも、そういうことでお知らせをしていくなどの取り組みはできるかと考えております。

また、早山清太郎氏に限らず、西郷村出身で村内、国内外で活躍されている方、また、村外出身で西郷村で活躍した偉人など、今後、そういう情報を得ながら掘り起こしをして、村民の皆様を紹介していくようなことをしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 西郷村出身で国内外で活躍した人々の掘り起こしをするというよう
なことで、了解いたしました。

我々行政に携わる者にとって、子どもたちに夢を与える、夢を持ってもらうという
ことは、大きな使命の一つであります。子どもたちの夢が実現し、日本に、そして世
界に羽ばたく人材を育成してこそ、西郷村のさらなる飛躍が見えてくるものと確信い
たします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、11 番上田秀人の一般質問を許します。11 番、上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 委託料について
2. 観光行政について
3. 再生可能エネルギーについて

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の 1 点目、委託料についてですけれども、予算書で見れば 1 3 節の委託料になりますけれども、委託料全体を取り上げますと 1 日あっても足りないぐらいになってしまいますので、今回、電算業務委託についてのみ伺いたいというふうに思います。

以前から、委託料については、私もこの場でいろいろ指摘をしてきた経緯もございます。今回、今申し上げましたように、電算業務委託についてということですのでけれども、まず各課において電算業務を委託しているというふうに予算書並びに決算書から読み取りをすることができます。その金額を各課ごとに一度示していただければというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 1 1 番上田議員の一般質問の第 1 の 1 点目、電算業務委託料の各課ごとの金額についてお答えいたします。

平成 2 7 年度の電算業務委託料でございますが、1,000 円単位で申し上げます。全体額は 8,335 万 4,000 円でございます。課ごとに申し上げますと、税務課 2,827 万 4,000 円、福祉課 2,237 万円、住民生活課 2,114 万 5,000 円、健康推進課 741 万 5,000 円、総務課 251 万 7,000 円、農業委員会事務局 88 万 5,000 円、上下水道課 20 万 4,000 円、学校教育課 17 万 9,000 円、放射能対策課 15 万 5,000 円、農政課 15 万円、企画財政課 5 万 7,000 円。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 1 1 番上田秀人君。

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。今数えましたら、1 1 の課ですか、これにわたって 8,300 万円余りの金額が電算業務として委託しているというふうに理解をいたします。

これ、電算業務を委託するに当たって、その理由というのがあると思うんです。業者選定、業者の方をお願いするに当たっての、その理由についてお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

電算業務を委託する理由についてでございますが、個別の事情に応じて、各課、理由は異なりますが、他の業務情報との連携による効率化や経費削減を図れること、また、住民からの申請の負担軽減を図る目的で行うもの、システムの保守などについては専門的な知識を必要とするために委託するということが主な理由となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま理由を説明していただいたわけですが、まず効率化があって、経費削減、続いて住民サービスと、あとシステムのメンテナンスの関係、いろいろ考えて、各課それぞれに電算業務委託をしているというふうに理解をいたします。

現在、事務処理をするに当たっては、電子計算機、いわゆるコンピューターの電算処理というのはもう必要不可欠だなというふうに理解いたします。さらに、高度な専門性が必要だということも十分に理解をすることでございます。

そこで、伺いますけれども、高度な専門的な知識を有している業者の方に対して業務を委託する際に、どの程度ですよ、この西郷村がやらなければならない行政としての役割、そして地方自治法で定めるところによる行政の仕事、こういったものをどの程度説明をして業務委託をしているのか、そこを説明いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

業者にどのようなことをお願いしているのかということですが、それにつきましてはそれぞれ各課、目的がございまして、例えば法制度が変わったためにシステムを改修しなければならないとか、そういったことで各課ごとに業者をお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の質問は、通告にちょっと書いてなかったです。どこかの都議会の昨日の騒ぎになってしまいますので。今課長の答弁を聞いて、各課ごとということだったんですけれども、先ほどの答弁で、11の課がそれぞれ業務委託をしていると、各課ばらばらに委託していると今理解をしたんです。それとも、もう一度確認しますけれども、各課ばらばらに委託をしているのか、それとも関係する各課は連動して業務委託をしているのか、そこをまず確認したいので、どのような委託をしているのか、その方式をちょっと説明ください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

委託契約につきましては、現在のところ、各課ごとに実施しているというところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁をいただきました。各課ごとに業務委託をしているということで理解をすることでございます。

さっきの質問にちょっとまた戻りますけれども、いわゆる行政の仕事の基本中の基本というのは、住民にかかわる全ての内容だと思うんです。そのことが全てベースになるというふうに考えるわけです。その一番の基本中の基本というのが、いわゆる住

民基本情報ですよ。大きく言えば、4情報とかと絡んできますけれども、そのことが一番ベースだというふうに理解をします。その住民基本情報により、さまざまな行政サービスの基礎が構築されるというふうに理解をするわけです。その行政サービスの基本が構築された中で、時々私言いますように、法定受託事務がある、そして自治事務がある、このことにつながっていくわけですよ。その自治事務においては、村が展開するさまざまな事業を行っていくにも、やはりまず最初の基本のベースとなる住民基本情報、これが一番基本となっているというふうに考えるわけでありませう。

そこで、まず住民基本台帳法などは、これは法の定めによって、ネットワークシステムについても全国一律のサービスを提供しなきゃならない、こういうもつで電算業務については委託しなければならないというふうに理解をいたします。

ただし、これは以前から私指摘しているように、これだけのビッグデータです。万が一、不届き者が不正なアクセスがあった場合には、大変な情報の流出の損失ははかり知れないものがある、このことは何度でも申し上げておきたいと思ひます。

そこで、伺ひますけれども、各課で委託している電算業務について、それぞれに全庁全課、部局で連動しているのか、していないのか。これはばらばらに委託しているということであれば、それぞれの業者を選定しているということであれば、これは連動しないのかなというふうに考えますけれども、まず連動しているか、していないか。

それと、連動させることができるのか、できないのか、伺ひます。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上田議員の質問にお答えします。

今の問題は、やっぱり基本的な部分が地方自治の本旨とか外れないように、ちゃんと枠をはめて掲げているのかというポイントです。議員、この前も質問出されましたね、どう答えたか。前にもお答えしましたように、今から40年前——もっと前ですかね。F I C福島電算処理センター、あれをつくりました。なぜつくったか。多分、今ご指摘のとおり、役場職員もプロはそんなにいないだろうと。今後とも、やっぱりNECとか富士通とか日立とか、ああいった部分の流れにというふうになってくると、今の地方自治の本旨と、それから住基、法律の要件ですね、そういったものが、ともすれば忘れて、情報の漏えいとかいろんな問題が出てくるんじゃないかという危惧があったわけでありませう。

よつて、あの時代に、福島県の全部の市町村だったと思ひますが、郡山に福島情報処理センターを各市町村が出資してつくりました。このときに一番の問題は、議員ご指摘のように、やっぱり地方自治としての住基、人に関すること、土地に関すること、そこから派生するいろんなサービスが構築されていくわけでありませうので、この基本の問題についてはやっぱりちゃんと理解して、その上に立つた公的な情報処理をやるべきだという観点から、出資して会社をつくったわけでありませう。

基本的にはF I Cに今、住基台帳とか基本のところは頼んでいるわけでありませうが、そこから派生してサービスが広がっていったときに、F I C以外の業者との契約が出てきますね。このときに、今の人をちゃんと移行して、そして心配のないようにして

もらいたいと。この部分が多分、ご指摘のように、ばらばらでやったときに統一とれるのかと、一元化できるのかという趣旨でございますので、その分はちゃんと説明してやっていきたいというふうに思っております。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ですが、これより11時25分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 村長のほうから今、答弁をいただいたんですけれども、私が言ったのは、各課ごとに連動させないで、なぜ委託をするんだということをお話ししたんですけれども、その以前の質問に対して村長が答弁されたというふうに理解します。

また私も戻りますけれども、いわゆる住民基本台帳ネットワークシステムね、これは以前から私申し上げているように、コンピューターの世界というのは絶対はあり得ないと。ですから、その危険性をあえてまたこの話の中で警告をただけであって、そのことを質問しているわけじゃないんです。

ただ、事のついでに申し上げますけれども、住民基本台帳ネットワークシステム、これは広域市町村圏なり県内の方、本当は全国なんだろうけれども、離脱すべきだと私は考えます。先ほど言いましたように、情報がもし流出した場合には、どこまで流出するかわからない。一度流れてしまった情報というのはもう戻せない、取り返せない、そのことを強く申し上げて、これはやはり村長もそういうふうに対応すべきじゃないかというふうに考えますけれども、この分は答弁結構です。

連動させない、その理由について伺いたいと思うんです。先ほどから申し上げているように、各課ごとに業者に委託をしているということなんですけれども、なぜ連動させないのか。これは以前から私指摘しているように、いわゆるこの庁舎内での管理職会議をやっているのはわかりますと。その下の――下って変な言い方なんですけれども、業務を一番よく知っているであろう係長さんたちの管理職会議を行って、連動させるべきではないかと考えるんですけれども、なぜ連動させないのか、その理由についてもう一度伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質問の趣旨として、1つは安全、セキュリティーの問題、今、離脱すべきだという話もありましたが、それはできませんね。やっぱり、電算のこれからの推移、あるいは発展、あるいはそれに別なシステムで私どもはできるかということ、なかなか自信ありませんので、ただ、議員のご指摘はそのとおりでありますので、安全性とかそういうことはちゃんとすべきということについては、当然、声を上げて、そ

ういう方向でやっていきます。

もう一つ、各課連動させないかと、意図的にやっているわけではなくて、これがご指摘のようなことも、監査委員の指摘もあります。やはり、そういったこととかいろいろ考えてですね。連動できることとできないもの、多分あるのかもしれませんが。全く独立したものとか、委託によっては。そういうこともありますので、この趣旨はよくわかっているつもりですので、できる限りそういう方向でやっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁で、答弁になってないと思うんです。趣旨は理解しましたと、でも、連動させるというようなことはおっしゃらない。私は連動させろと言っているんです。（不規則発言あり）はい。

具体的な例を、昨日の一般質問の中で私思ったんですけども、7番藤田議員の質問の中で、就学援助金の質問が出ましたよね。この中で児童手当の話も一緒に出ていたんですね。この中で、まず私が一番先に感じたことは、行政というのは申請主義であるというふうに考えるわけです。申請主義を、これを何とかしなければならぬだろうと。ここを改善することによって、さらなる住民サービスにもつながるだろうと。それはなぜかということは、縦割り行政のひずみだろうなというふうに私思うんです。

それを改善するのも、いわゆる業務委託でやっている電算業務をもうちょっと改善すれば、改善できるんじゃないかというふうに思うんです。

話し戻しますけれども、就学援助の話の中で、いわゆる就学援助や児童手当の支給を受けようとする方の生活状況というのは、想像したときに、もう一目瞭然でわかると思うんですよね。かなり厳しい中での生活をされているという中で、そういった中で役場に来て申請をしなきゃならない。そういったのをどういうふうに改善できるのかという部分だと思うんです。

昨日、ちょっと気になったところがありまして、就学援助金、入学前の話のところ、入学準備金が不足していると、厳しい状況にあるという質問がありました。それに対して対応すべきじゃないかということで質問されていて、そのときの教育長の答弁が、入学してから希望者から申し出てもらって、その対応になるということをおっしゃりましたよね。その答弁の流れで、事務の進め方を検討していくというふうに答弁されているんです。これは非常にいい答弁だなというふうに私聞いていました。

それと、福祉課の課長の答弁もございましたよね。その答弁なんかも、やはり毎月支給している自治体もあると、検討していくという答弁されています。これを検討していく上で、やはり連動させる必要があると私は思うんです。その進め方として、いわゆる電算業務を各課、局、水道事業所など、全て全庁全課統一的に改善すべきじゃないかというふうに考えるわけです。

この話をまた深めていきますけれども、児童手当なんかですと、8月に前年度の所得をもとに、県のほうに申請にするようになりますよね。そのときに、さまざまなことをやらなきゃならない。ちょっと簡単に調べてみたんですけども、県に申請する

においては、父または母が政令で定める程度の障害の状態、介護状態、児童においては通常18歳までとされていますが、中程度以上の障害がある児童については二十歳まで該当することになっていると。ぱっとこれ今読んだだけで、村長さん頭いいのでわかると思いますけれども、西郷村においては、いわゆる税務課、福祉課、健康推進課、住民生活課、この4つに絡んでくる。こういうところを連動させておけば、大変な思いで申請をする場合に、ワンストップで申請ができるんじゃないですかということです。そういうシステムをなぜ今まで構築しなかったのか、その理由について私は非常に疑問を持つわけです。

これなんか、ほんの一例だと思えます。このほかにも、昨日も話が出ましたように、いわゆる交通弱者と言われる方が、ようやく役場に来て申請をしようとし、何かの手続をとろうとしたときに、ここじゃありません、福祉センターですよ、そっちの生活改善センターですよ、文化センターですよ、そういうふうに言わせるような行政を今までずっとやってきている。これは以前に、ワンストップ行政をしなさいよということをし申し上げましたけれども、それをいまだにやっていない。このことについて、今後どういうふうな対応されていくのか、どういうふうなお考え方なのか、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まだできていないということ自体が、私も本当におかしいと思います。電算の始まる途中で、平成10年、8・27の大雨の後、あ那时的の前後に東京の青山に総務省、厚生労働省とかなんがみんな集まって、今の電算の共有のシステムづくりの本部ができていたんです。それは、不動産登記法の講座ありますね、あれとそれから地番、それから住基が連動して、どこの地番に誰がいて、そのときに今後出てくるだろうというマイナンバーといったものの前段の話があって、そこにカルテ、健康状態、あるいはいろんなことが入ってきて、そして横並びにこれがいけば、属人的にあなたは例えばどの権利がついている、どのことが対象外、すぐわかるようになる。そういうことをずっとやってきたという説明を聞いたことがあります。

今の部分でまだできないとするならば、やっぱりご指摘のとおり、そういったシステムの進め方がまずいだろうと。要は、やはりコンピューター社会に今後なっていくしますので、お話のように、二度手間、三度手間になること自体が本来の情報化の目的でありますので、今の方向に当然いかなければならないし、そのようにやっていく必要があります。

いまだ縦割り、あるいはいろいろあってということになるとするならば、当然のことながら、やっぱりその壁を打破して、二度手間、あるいは逆に申請主義の場合であっても、逆に通知をして、あなたはそういう権利を付与されているぐらいのことが属人的に出てくるべきであると。多分、マイナンバーになった場合、そうなるだろうというふうに私も思っております。ただ、セキュリティーの問題とかがあって進まないみたいだということです。やっぱりその部分の両方にらみで、今言われたようなコンピューター社会の最高の利便性というか、それはやっぱり構築すべきであると、

そのように思っておりますので、その点についてはいろいろご指摘の部分で、各省庁あるいは——いつもF I Cの社長さんと話をします。そういったこともよく聞いて、各省庁の問題とか、今の国でやっていた研究会の成果はどうだ等についても、いろいろ聞いてみたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁を聞いていると、前向きに進めようと、中間の答弁が、進めるのかなというふうに私理解しました。ところが、最後に、検討してみます、協議しますという話で終わっちゃう。私言っているのは、マイナンバーとか国のシステムじゃないんです。この庁舎内のLANを組めということを行っているんです。

マイナンバーを組むということは、11桁番号ですか。その番号によって、さまざまな情報が流出する可能性もあるよ、それは庁外のLANも入りますから、マイナンバーとなってくるとね。それでは情報の流出の危険性がありますよ。それは村民の方が望む話ではないと私は理解しているので、庁舎内のLANを組むべきですよという話をしている。これをなぜ今までやらなかったのかということ。今、検討されるというお考えを示されるのであれば、具体的にどういうふうな進め方をしていくのか、そのことを説明いただきたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） すぐにどうこうということは答えられないということです。ただ、今の趣旨はよくわかっていて、1つは、私はマイナンバーなるだろうと、なってもらいたい、こう思っているわけです。ただ、この西郷村独自の中だけでということも、1つの手ではあるかもしれませんがね。ただ、それは今度、全体のF I Cとか、そういうところとの関係もあって、どこまでできるかということが必要になってきますので、今の点は非常に有効だと思いますので、相談して、どこまでできるかということをアプローチいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。これ、多分平行線になると思います。私はマイナンバーは絶対認めないという話をしている。ただ、法律で決まっているので、法に基づいて動かさなきゃならないのはわかります。

ただし、私が言っているのは、いわゆる予算の中の節の13の委託料の電算業務の予算を執行するに当たって、庁内できちんと話をしなさいよということなんです。いわゆる住民情報があって、その住民情報をもとにさまざまな計画をつくる、それまで1本ですよ。

それと、今、村が住民に対して提供しなければならない住民サービスがあります。例えば、よその地区からこの西郷村に転入して来た場合に、転入届を出しますよね。そのときに、例えば学校に通っている子どもさんがいます。水道にも加入しなければならない、介護保険もあります。じいちゃん、ばあちゃんがいて、例えばの話ですけども、ばあちゃんが前期高齢、じいちゃんが後期高齢、お父さんがたまたま自営業

で国保加入、さまざまな手続をとらなきゃならない、そのたびにあっちこっちあっちこっち行かなきゃならない、今の状況はね。それを一元化に集中的に窓口は手続をとれるようにすべきですよと。現在、今、村に住んでいる人がさまざまな要件で来たときに、この窓口で1か所で済めるような、そういう庁内のLANを組むべきですよという話をしています。きちんと各課ごとに問題提起をして、自分達が委託をしている内容を全部出して、ぶつけあって、もんで、一つの形を構築すべきですよという話をしている。そのことをやるか、やらないか伺っています。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 当然ですね。やっぱり、そのためにコンピューターがあるということですので、よく今言われたことと各課担当と、それから全体と、そしてワンストップになれるということを目指してやっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ワンストップを目指していくということで理解をしたいと思えます。その目指していく上で、目指す方向に進んでいくことによって、いわゆる13節の電算業務の委託料についても削減ができるんじゃないかと思うんです。その予算を削減するとともに、住民サービスがまた提供できる、よくなっていくというふうに理解します。

ただ、その中で1つだけお話ししたいのは、いわゆる職員が使用するに当たっては、その使用履歴など適時に確認する必要があるなと思います。これは、庁内LANで組んでいくことによって、やはり庁内で大きなデータになってきます。それが万が一流出する可能性もある、その危険性もあるということで、その使用履歴などは適時に確認すべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり、コンピューター社会というか、要はこれからもずっとこの方向で改善、改善、進化、あるいは人工知能までいって、そして機械がどこまで人にかわった生活に資することができるかということの道具立てになります。一番の問題は、犯罪と結びつくかの問題です。いつも、マイナンバーのこともあたりしてということになって、流出がいつも問題になっている。どういった影響が出るか、本当に機械でありますので、どういう抜け穴があるか、わかりませんね。最大の注意をするといったことで対応するしかありませんので、それは機械ということと今の利益とか、そういったものについて細心の注意を図ってまいります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、村長が言われるように、犯罪という話がありました。私は一番懸念するのは、庁内だけのLANですとなかなか侵入しづらいと。一番恐ろしいのは、職員の方がそのデータを持って歩いて、どこかに忘れてしまったとか、そういうのが一番怖いなと思いますので、その履歴はきちんと確認すべきですよということを申し上げたいと思います。

今、庁内の中で調整をしていくという方向だというふうに理解をして、さらに申し

上げますけれども、今は平成27年度でしたね。平成27年度で8,300万円ぐらいの電算業務委託をしているということなんですけれども、これを何というか、減らす方向でいく中で、専門の職員も養成すべきじゃないかと考えます。その辺についていかがお考えになりますか。いわゆる専門部署を立ち上げて、業者委託をするのではなくて、いわゆるこの庁舎で使い勝手のいい、そういうソフトを、システムを職員に開発をさせる、そして職員がそれをメンテナンスしていく。それによって、さらなる住民サービスにつながるというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どこまで進化したネットワークとコンピューターの使い方というふうに進むかであります。これまでは、県庁に電算室ができたときに、あれは独自の経済予測、いろんなことをやったりして、独自のプログラムつくって、そしてやっていたわけです。市町村はどうするかとなると、やっぱり専門職はいないので、情報処理センターに今の基本的な我々の頭脳のコンピューター部門置こうと思ってつくったわけですが、だんだん今度は複雑・多岐になってくる、あるいは業務も増えてくる、それから機械も進化する、そういったことで来て、今、企画でやっている情報対応は、なかなか容易じゃない。

1つは、やっぱりコンピューターは、小学校から習っている子どもが今成長して、職員になってきていますので、それは大した問題ないわけです。その次の問題は、やっぱり慣れ親しむことと機械のトラブルに終始して、人が振り回されるという状況です。

議員が今おっしゃられたのは、今度は庁内ネットワークというか、独自のものが組めるのかという話になりますので、そうしますと、やっぱり相当高度なことが必要になるのかな。それは、やっぱり各自治体どう進むんだろうと、どれが一番ベストなんだろうといったことも考えてみる必要があると思います。だんだん高度化して、入力とアウトプットの仕方が簡単になればいいんですが、その途中のプログラムが難しければ難しいほど、やっぱり操作はいっぱいになりますので、その辺のレベルによっては、お話のような専門の部分というのが必要になってくるのかどうかということも考えていかなければならんと。

今の段階は、まだ委託している中で大丈夫なのかなと思っていますが、さらに進化する中においては、ご指摘の部分、考慮せざるを得ない部分が出てくる可能性もあるというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁を聞いていると、やらないための理由づけだとか私とれない。さきに私質問しましたように、業者委託するに当たって、いわゆる行政の役割とか目的をきちんと説明をして業務委託をしているのかと確認しましたよね。そのことをきちんとされていないというふうに私理解しているんですよ。

業者が今、幾つ入っているかわかりません。先ほどから村長が言われるように、F I Cと違って企業名、幾つか出ましたよね。それぞれの業者で私はすみ分けをしてい

るというふうにしか理解していません。例えば、住民基本台帳の部分はこの業者が入っている、介護保険の部分はこの分、福祉はこの業者、その業者がお互いにすみ分けしているんじゃないかと思うんです。それ以上はうちの会社はできませんよと、カスタマイズはこれ以上できませんと、それはこっちの業者ですよと、お互いにそうやって、この役場の庁舎の中に入っているんじゃないかなと思うんです。それがいわゆる横のつながりを妨害する1つの障害になっているというふうに私は考えているんです。

ですから、ひとつ役場の職員が中心になって1つのシステムを構築をして、それをうまく連動させるようにしていったらいいんじゃないんですかということをお願いしている。職員の皆さん方は、職員になるときに、地方自治法の本旨に基づいて、そういう宣言をして職員になっているんじゃないんですか。その基本に基づいて仕事をすれば、何のことはないと思うんです。もしどうしても難しいというのであれば、いわゆる業者の力をかりてもシステムを一度作り上げれば、あとはそれを維持していく、管理をしていく、それを改善していく、その力だけで私はいいと思う。そういうふうには考えられませんかね、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最初に言っていた省庁の壁があるのじゃないかということは今、最終的に出てきたわけですね。基本的にやっぱりコンピューターは利便性を増進すると、それから人力を削減する、間違いを少なくする、それから保存もいいと、バックアップもできるということになってきますと、人の能力を超えてくるというふうになりますので、あとは使い方だと。結局、使い勝手が悪いと、それで1人があっち行ったりこっち行ったり、申請とかなんかの入力が必要になってくる、連動もしていない、最悪ですね。これは情報化社会ではないというふうに思います。

ただ、専門職を置くのか、あるいは専門家を雇うのか、あるいは専門の部分に委託するのか、いろいろやり方はあると思います。やはり、現在の仕事の中身をよくわかっていて、それがどういったやり方が一番ベストなのか、あるいはその上に立った今の属人的な共有すべき情報がどうネットワーク化できるかといったところにいくと思いますので、どれが一番ベストなのかということを考えながら、今の方向で検討してまいります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 村長が今、縦割り行政と言われましたけれども、この西郷こそ縦割り行政が一番きつところだなと私理解します。また話し戻しますけれども、昨日、福祉課長が言われていたような児童手当なんかも件数が多いですよ。あとは、教育長が答弁された就学援助、これだって126件くらいあるんですか、そのぐらいの数になりますよね。こういったものを例えば一括管理しておけば、瞬間的にわかるんです。

例えば、教育長が昨日答弁された126件についても、それぞれ調べようとなったら、職員が何人か張りついて仕事をするようになってくる、それが一元管理できるようになる。そうすれば、職員の職務も楽になると言ったら失礼ですけども、何とい

うかな、ほかの仕事にも手が回っていくようになる。そして、ましてやその該当する方も、その分住民サービスが受けやすくなる、早く受けられるようになる、早く対応できるようになる、そういうことをやはり考えるべきだというふうに申し上げます。

恐らく、このことに関しては平行線になりますので、今後も13節の委託料、電算業務に関しては見ていきたいなというふうに思います。なるべく早急なる対応すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問といたしまして、観光行政について伺いますということで、まず1点目としまして、西郷村の観光地として掲げる場所はどこか、お示しをください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

一般的に観光地と言われているものにつきましては、史跡や名勝または温泉地、あるいは明媚な風光、文化財などに恵まれまして、観光客の集まる土地などでありますが、本村におきましては、この観光地と捉えておりますところは雪割橋、甲子温泉及び新甲子温泉、剣桂、堀川ダム、勝花亭、さらには阿武隈川源流、楽翁溪、日光国立公園などがございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 西郷村の観光地として掲げる場所はどこかということで今伺ったんですけれども、いわゆる史跡、名勝ということで、担当課長から雪割橋とか甲子温泉、新甲子温泉、剣桂、堀川ダム、その他もろもろ、いろいろ言っていたんですけれども、どこだと聞かれれば、きっとそこなんでしょうね。ただ、私の概念として、その固定観念をもう外すべきかなというのが今の私の考えなんです。というのは、私、今、この地に生まれて育って55年、来年3月で56年になる。いまだにこの西郷村というのはいいなと思って住んでいるんです。どこがいいんだといたら、全てと言っています、今はね。

確かに、どこか1か所と言われても、示しようがない。例えば、東京のほうに行って新幹線で戻ってきて、新幹線の駅をおりたときにぱっと那須山が見える、あ、すごいな、いいなと思いますよね。ショッピングセンターなんか見えますけれども、そしてまたちょっと車を進めれば田園が広がってきたり、そして家のほうに帰ってくれば山が迫ってくる。どこを見ても、本当にいいところだなというふうに思うんです。ですから、既成概念を私はやはり壊すべきではないかと思うんです。例えば、10人いれば10人が違う答えを言ってくると思います。そういう既成概念を私は壊すべきではないかということを申し上げたいと思います。

観光地として掲げる場所の施設や環境整備や来場者へのサービスの充足率についてということで、村はどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。この充足率に関しては、例えばトイレがあるよとか案内板がありますよとか、歩道が整備されていますよとか、いろんな形があるかと思うんですけれども、村の考える充足率についてはどのような考えなのか、お示しください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ただいま上田議員さんのほうから、村内どこでも観光地になれるのではないかと
いうお考えをいただきましたが、村といたしましても現在、近年ではニューツーリズム
と言われております、いわゆる従来の旅行とは異なりまして、旅行先での人や自然と
の触れ合いが重要視された新しいタイプの旅行が主となってきております。このため、
村といたしましても、従来の物見遊山的な観光に対しまして、これまで観光資源と気
づかれなかったような地域固有の資源を新たに活用した体験型・交流型の要素を取り
入れました旅行形態となってきております。

こうした観点から考えますと、村の観光地とまでは言い切れないものの、甲子高原
のこども運動広場や直売所の施設、農業体験や各種交流事業等もその一部として考え
られるところではございます。こういったニューツーリズムと結びつくような場所、
人が集まるところは、村内どこでも観光地となり得るものとも考えております。

さらに、おただしがございました来場者等へのサービスの充足率についてござい
ますが、これまでも村の観光地と言われる、先ほどご答弁しましたような場所につ
きましては、駐車場、トイレ、観光の案内看板、標識等の設置、それらの整備を
図ってきたところであります。

サービスの充足率の観点から申し上げますと、観光客がどこから来るのか、交通手
段は何なのか、何を求めて来るのか、人それぞれ必要なサービス、提供するサー
ビスは違っておると思っておりますが、まだまだ西郷村でも物産品、標識・案内板の
設置、トイレ、駐車場とか不足している部分はあるかと思っております。今後とも
環境整備等につきましまして、要望が多いものにつきましましては充実を図って
まいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ですが、これより午後1時まで休憩いたします。
(午前11時57分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。
(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の質問を許します。11番上田秀人君。

◎発言の訂正

○11番（上田秀人君） 質問に入る前に、先ほど私、1つ目の質問の中で、「児童手
当」と申し上げましたけれども、正式には「児童扶養手当」ということで、発言を訂
正していただきたいと思っております。議長においては、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） ただいま11番上田秀人議員から発言の訂正について申し出があ
りましたので、これを許可いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ありがとうございます。

続きまして、観光行政についてということでもありますけれども、3つ目の観光地として掲げる場所の施設や環境整備など、今後の計画があればお示しくださいということで、これについて伺いたいと思うんですけれども、これまでもさまざまな同僚議員からこの場において、観光地の施設整備やトイレや駐車場や、そのほかに遊歩道の整備とか、もろもろの質問が出ています。これに関して、村は今どういう計画を進めているのか、そのことをまずお示しください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、観光は史跡、旧跡、景勝地など見て回るものだけのものから現在、体験型・交流型、言うなれば着地型観光へと変化しております。その中で、今まで議会等でもご質問いただきましたが、遊歩道の整備ですとかトイレ、駐車場の整備、もろもろ出されております。

現在考えられておりますのが、平成31年度竣工予定の新しい雪割橋を活用しました観光地づくりですとか、PPKと連動しましたウオーキングコースの整備、さらには堀川ダムの活用、農業体験や直売所の連携など、観光を通じて人の交流、村の活性化につながるような環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁いただいて、着地型の観光ということで、いろんな形態を目指していきたいという説明だったんですけれども、具体的に伺っていききたいと思うんですけれども、雪割橋を中心にとかウオーキングとか直売所、直売所に関しては今、ニシゴーンのやおやさんとか始まったと思うんですけれども、これ具体的にどういうふうに動かしていくものなのかなというふうに考えるんです。

平成31年には新しい雪割橋ができると、新しい橋ができたときに、橋だけで終わってしまうのか、その先にある西の郷遊歩道、甲子にある甲子の遊歩道、あとはきびたきの森トレーニングコースですか、それとかどういうふうに連動させていくのか。それと、今言いましたようにニシゴーンのやおやさん、直売所という話がありましたけれども、直売所を今つくって、それなりに品物を皆さん出してもらっていますよね。それをさらに発展させなきゃいけないんじゃないのかなと思うんです。

そういった面で、村はどういうふうに側面から支えていくのか、そういうところ具体的にあったらお示しください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

側面からという面では、いろいろ手法があるかとは思いますが、現在、フットパスと言われているものもその一つであるかと思っております。フットパスといいますのは、森林や田園地帯とか古い町並みとか、昔から地域にありますありのままの風景を楽しみながら歩くこと、そういったことができる小径の整備、そういった整備を通じ

まして、地域の魅力を地域がみずから再発見し創造し、そしてウォーキングを中心といたしまして、現地での体験・交流の中で来訪者に感じていただくということがフットパスの概念でございます。

これらは、交通インフラや施設整備といったことはあまり重要ではなくて、そういった整備はあまり必要ではございません。こういったことが今後有力な観光行政、ひいてはまちづくり政策であると考えております。

そういった中で、新しい雪割橋との連携ですとか、直売所の連携をどう考えているかということですが、現在、新雪割橋につきましては駐車場並びにそこにトイレ、あとは観光案内所的なものも整備できればいいなと考えておるところではございます。ただし、用地の面で、そういった施設を全部整備するにはかなり広い用地が必要でございますので、用地の関係上、どれだけできるかわかりませんが、今、検討中でございます。

また、直売所につきましては今、農政課のほうで検討していただいているところではございますが、やはり農産物の販売だけではなくて、来ていただいた方へのさらなる観光施設への案内並びに商工業者と連携いたしまして6次化の製品、物産、特産品の開発と、そういったものを行って、連携してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁いろいろいただきました。雪割橋の駐車場の整備、トイレの整備、あと案内所の設置ということなんですけれども、具体的に雪割橋、新雪割橋の周辺では、そういった絵を描いたことがあるのかな。絵を描いたことがあるのかというのは構想図を書いたことあるのかなと今考えたんですけれども。

それと、これは以前にもこの場でお話しした記憶がありますけれども、雪割橋を渡った先に由井ヶ原地区がございます。鳥首川かな、黒川は。川を渡った向こう側に牧場がありますよね。これは今、民間の会社のものになっていますけれども、社長個人のものですかね。そこに対して、前お話ししたことありますけれども、若い人たちが四輪駆動車の走れるような場所が欲しいとか、あとはバイクで走れる場所が欲しいとか、あとはオートキャンプ場が欲しいですと、こういった話もありますよというお話をしたんですけれども、そういった具体的な考えというのは考えたことはありますか。

要するに、今言った、課長が言われているのは点の話ですよ。その点を線で結んでいく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう構想というのはどんなお考えになります。これからお考えになるのかどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 雪割橋にだんだんお話し、収れんしてきました。サイゼリヤさんの社長さんがお持ちの場所があって、最初はやっぱり優良なレタス、ルッコラ等を生産するということが、原発事故以降、ちょっと今なかなかストップしている。でも、また別のお考えというか、新たな考えもお持ちのようなことを聞いております。

最初、社長さんにお話し聞いたときは、イタリア村ぐらいはつくりたいというぐらいのことも申されておりましたが、時間はかかるだろうと思っております。今の雪割橋から、前にもこの問題が出まして、カルミヤの部分からもっと後ろに高く、さらに90度曲がった甲子山を展望できるルートの左側ですね、上がって行って。その場所をどうするかということで今、課長から申し上げたのもありますが、やっぱりあそからずっと羽鳥スキー場まで、あの道路は実はつながるというルートがあります。同時に、その中間に今、議員が申された部分もあるし、あるいは今の由井ヶ原の皆様が農業を続けられてきた広大な土地もおありになると、そういったものをどう組み合わせていくのかとか、そうしますと、今の天栄村につながっていくわけでありまして。

民友のウォーキング大会やっているときも、いつも話題に出ますのは、ツーデーウォーク、スリーデーウォークであります。青梅、今治、大阪、そういう1日で終わらないといったことも含めて、そういったルートもつくったらいいのじゃないかという話も出ております。

そういった意味で、広域な連携がここに出てくるわけでありまして、あまり体験型、実地型、着地型といいますと、やっぱり従来のものももちろん温存していきたいと思っております。温泉その他といった史跡等もありますので。さらに、健康ウォーキング、あるいは観光としての今フットパスですね、イギリス型のもの、そういったものが入ってくるだろうというふうに思っております、やはり連携といったものも当然ということでありまして、次の項目に出てきますが、広域観光連盟とか、あるいは那須白河会津とか、あるいは天栄村の関係とか、そういったこともいっぱい今後とも出てきて、人はやっぱりこれまでのポイントよりも、連携した動き方といったものも出てくるだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁いただいたんですけれども、私が言ったオートキャンプ場とかそういうものというのは、決してそれをやれというわけじゃないんです。一番今申し上げたいのは、この西郷村という地図を広げて、例えばポイントになる部分がありますよね。雪割橋なら楽翁溪、あとはしあわせ橋から見る那須山の景色とか、台上から見る那須山の景色とか、いろんなピンポイントがありますよね。それをまず線をつないでいく必要があるんじゃないかと思う。それに伴って、さらに何をプラスしていったら西郷村の魅力を発信しながら、観光に来ていただける方に楽しんでいただけるかということをお急ぎに考えるべきじゃないのかなと思うんです。

ですから、原案の原案をまずつくるべきだと思うんです。遊歩道もしかり、そうです。そういうことを今、村はやるべきじゃないのかなというふうに思うんです。そして、せっかく来ていただいた方に、では、村の特産品とかをいろいろ買っていただくために、直売所の配置はどうしましょうかとか、そういう構想を今練るべきじゃないんですか。これはもう遅いのかもしれない。でも、遅いといって今やらないわけにもいかないのだから、これからどんどんそういうものを積み上げていかなきゃいけないと思うんです。

また話し変えますけれども、せっかく農政課のほうで直売所を頑張った。つくったはいいですけども、そこで生産者に、今度はあなたこういうものをつくってみませんか、という指導、さらなる指導しながら、村内だけではなくて、観光で来てくださった方にお土産として提供できるようなものも、そういうものを連動させていく必要があるんじゃないかと考えますけれども、この辺いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 直売所の話が出ました。やっぱり、物事は1つばかりじゃなくて、今、議員申されたことも入ってくるでしょうし、逆に、ピンピンキラリのまち稼ぎとか、やっぱり動けるうちは野菜、果物、その他をつくったり、加工品をつくったりして、そしてお土産に供する、こういう話もございます。今、4号線のところにセブンイレブンが、小田倉のインターの近くにあります。この前、店長さんおいでになって、いつもインターから乗る人があそこで何がしをお買いになるといったときに、西郷村特産品はないですかという話が再三あると、去年の話でしたので、山椒のドレッシングがありますね。それから、タマネギの漬け物とか、ああいったものをぜひ置いていただきたい、逆に申し上げたかった。

何かやっぱり、旅行に来るといった場合は、全国どこでも売っているものも当然いいわけですが、その地のもので、初めて食べておいしかったとか、そういったものの、要するに非日常的な体験が観光のだいご味じゃないかというふうに思っております、これまでの観光の計画、ずっと今まで見てみますと、やっぱり平成のはじめから何冊も今、西郷村はあります。

議員ご指摘のとおり、何をポイントにしてきたかといいますと、1つは、やっぱり日光国立公園を擁する雄大な自然景観と温泉、そういったものは天与のものだと。その次に、やっぱり西郷人の力ではないかと、この加工、あるいは案内、あるいは集客、PR、いろんなことを組み合わせて、この2つが合体していくことが必要だということで、やっぱり先ほど申し上げました場所については、まず清掃する、PRをする、あるいは特産物、あるいは案内人、あるいはそういったステーション、そういったものをつくるべきだというふうにずっと結論つけておりますので、今後は多分、人、あるいは今言われたスタートですね、それを核とした優先順位、そのつけ方がやっぱり出てくるというふうに思っております。

これまでは、絵物語とか、すごい計画もあったりして、やっぱり楽翁溪だけでも200億円投資しましょうとか、すごい計画が今あったりしております。なかなか一般財源等を投資していくかということになりますので、よく言われているように、ご相談するところ、あるいは検討を加えるところをやって、手をつけるところから手を付けていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 整理しますと、西郷にはすぐれた人材があって、すぐれた景色のいい場所があって、いろんな史跡があって、資源がいっぱいあるということですよ

ね。要は、それをつないでいくということです。

ピンポイントで本当に今、課長が先ほど答弁されたフットパスとか、いろんなものっていいと思うんです。建設課で今携わっている雪割橋もいいんです。農政課で始まった直売所もいいんです。そういうものをいかにつないで、どうやってやっていくかという絵を描きましょうよと私申し上げている、計画を練りましょうよと。そのことを具体的に示していただきたいなと思うんですけれども、それは課長に伺います。そういうことも、担当課として実際やられるおつもりありますか、やっていくお考えありますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えさせていただきます。

ただいま議員さんからご質問ございましたが、現在、商工観光課といたしましては、やはりそういったことをかなり考えております。現在、平成2年3月に作り直した観光基本構想及び基本計画、あと平成17年3月に作成しております日光国立公園の顔づくり基本計画、こういった事業を継承して今現在に至っているわけではございますが、今後、やはり近年、旅行とか観光とかといった感覚もかなり変わってきております。先ほどから申しているとおり、やはり体験型に近いのが観光の主流となりつつあります。

そこで大切なのが、やはり各施設間、観光地と物産等をうまくリンクしていかなければ、人はなかなか滞在していただけない、そういうことがございます。村で今考えておりますのは、やはりそういったモデルコースの整備をするですとか、あとは例えば楽翁溪ゆかりの施設のめぐりのモデルコースをつくるですとか、先進的な企業に、商品があるところを企業めぐりをしていただくとか、あらゆるそういった分野におきましてモデルコース的なもの、なるべく多く村に滞在していただき、村の稼ぐ力を見出していきたい、そのための今、構想を練っているところでございます。まだ、なかなかこういったものをやるという段階には至っておりませんが、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。課長、答弁ありがとうございます。非常にこれ厳しいね、本当は村長が答えるべき内容かなというふうに思います。

平成2年とかに、いわゆるガイドラインみたいのをつくってまとまってきたと。でも、それがずっと滞留していると私思うんです。結局は日の目を見ないで、そのままずるずるたまっている。それも、結局は、さきに取り上げた業務委託でつくったものだよね。そういうのが無駄だと私思うんです。そういうところをきちんともっと風通しよくして、流れをよくしましょうよ。それを結局、商工観光課、農政課、建設課、何々課と分けるんじゃないくて、1本に合流化させて流しましょうということを言いたいんです。そのことをきちんとして肝に銘じていただきたいなというふうに思います。

それで、西郷の観光地ということで、先ほど名前挙がってきませんでしたけれども、ちゃぼランドやキョロロン村に関してはどのようにお考えなのか。もう施設的にはか

なり古いですよ。あれを今後どういうふうにかえるのかなというのが一番のポイントなんです。結局は、千葉の浦安にあるテーマパークとかありますよね、あと大阪の映画村とかありますよね。ああいうところって何で人が行くのといったら、必ずリニューアルして、絶えず新しいものがあるから、そういうのを目掛けて人が集まってくるというのはありますよね。

同じようにあそこやれるんですかといったら、多分無理だろうなと思うんです。ただ、このままではずるずるお金がかかっていってしまう。じゃあ、今後どうするのか、その辺方向性があるのであればお示してください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちゃぼランドの話し出ましたので、幾度か出て、どうするんだという話しありましたね。古いという話がありました。確かに、時間はたっております。しかし、あの施設が今回3・11で使えているということもあって、今はメンテナンスをしております、存続すると、なぜか。この問題は、やっぱり今、議員のお話のとおり、議員はアンケートをとったらいいだろうということで、アンケートをとりましたよね。六十数%の継続があって、そしてこれを存続すると。

そもそもこれをやめようといったときに、前は十数億円の赤字を抱えていたわけです。あのときに、では……（不規則発言あり）やめましょうといったときに、いや、方向で一番大事な希望を言っている。それで、何のために先人はあそこをつくったかと。やっぱり、この西郷の顔として、白河藩の奥座敷、甲子温泉から新甲子温泉という、新たな脚光を浴びる場所をつくろうじゃないかという意思が働いて、西郷のみならず、この西郡全部の出資によって国民宿舎をつくった。そのバリエーションとして、再投資あるいは追加投資をして、ゴルフ場も自然の家も新たなホテルもいっぱいできた。

じゃあ、単にやめてみるかといったときに、本当にやめていいのか。あのときは、地元の温泉会も一致協力して、存続してくれという話しありましたよね。ましてや、あそこをやめた場合には、林野庁に土地をお借りしているところを原形復旧して返す、数億円かかるだろうと、誰が出すんだという話です。結局、存続していくためにどういう手を講じるんだということで、今に至っているわけです。

よって、これはやっぱりこの前の3・11のときに、地震耐震というか、補強してというか、もっているんで、あれはやっぱり、これからもあの地の核になっていけばいいと。1つは、やはり保養地、健康増進、それから西郷観光という、あそこにスポーツ施設もあるし、あるいは今度こども運動広場もできた。高地トレーニングのメッカにできない、昔から言っております。そういったことを整備しながら、さらに観光としての一番、非日常、やっぱり温泉、あるいは食べ物、あるいはおもてなし、あるいは着地型スポーツ、あるいは合宿の里、いろんなことが体験できるようなやっぱりレベルを上げていくといったことがリピーターにつながるんじゃないか、そういうことを考えていますので、そもそも投資してきたものについては大事にして、そしてお互いに手を携えて、そして数の力というか、1軒だけではだめです、やっぱり2軒、

3軒、4軒と増えていく、それらが連携しながらあの新甲子周辺の明るさと、それから発信力を高めていく、こういうことがなければ衰退の一途になるに違いないというふうに思います。

そのときの一番のポイントは、甲子トンネルが抜けたらという期待があった。平成20年9月に抜けたときに、それまでの那須と甲子の県の有料道路、一番多く通ったのは8万台、今や会津と新甲子のトンネルは90万台に近づくほどの交通量ができた。やっぱり、今後もそういった展開を見ますと、甲子における結節点、会津と那須と白河の間である、そういったことを考えて、今後の展開のためには、議員おただしのように、いろいろスタートしたほうがいだろう、当然だろうと思っております。

それは、やっぱり観光協会、あるいは新白河広域観光連盟、あるいは那須白河会津観光協議会、あるいは白河甲子高原開発協議会、いろんなサポートがあってこれまで来ております。さらに、議員ご指摘のように、新たな優先順位をつけた、日の目を見ないものについても当てたらいだろう。当然のことでもありますので、今後もいろいろ提案をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。まず最初、私申し上げます。キョロロン村もちゃぼランドも今すぐ廃止しろなんて、私考えていません。これだけは言うておきます。

それで、あと甲子高原に来られるお客さんに、なぜ甲子高原に来られたんですか、甲子温泉にお泊まりになるんですか、お話を聞いたことあります。答えは、何もないからと言われたんです。何もないから、静かに時間を過ごせるから私はすごく気に入っています。だから、自然散策をできるので私も気に入っていますと、ご夫婦だったんですけれども、そういう答えをいただいています。

今の甲子温泉どうですか。高地トレーニングがあります。大学生がばたばた走っていますよね。それを見て、ちょっと残念ですよと言う方もいらっしゃる。そういう何というか、方向性が定まらないから、静寂を求めて来る人とトレーニングをする人が一緒に混住するような形になって、方向性の見えない観光地になっているんじゃないですか。

キョロロン村ってそうですよね、ちゃぼランドだってそうですよね。健康増進いろいろ言っています。その目的どおり、きちんとやっていますか。私はやっていないと思う。だから、きちんと方向性を示しましょうよということなんです。そして、それによって、いわゆる健康につながればいいことですし、外貨が入ってくれば、またそれもいいことだと思うんです。

今、村長が言われるように、着地型というのであれば、キョロロン村、ちゃぼランドをどういうふうな形で着地型の観光施設にするのかというのを検討すべきじゃないんですか。もうちゃぼランド、キョロロン村の問題というのは、ずっと前からこの議会で言われています。それでも何も変わらないから、絶えず同じことが繰り返されるんですよ、この議会において。アイデアが出ないんだったら、アイデアを公募するか、いろいろ形はあると思うんです。

もう時間迫ってきているので、今、私たち年寄りがもう考える話じゃないのかなと、今日、今思いついたんですけれども、いわゆる村内の小中学生にキョロロン村やちゃぼランド、あなただったらどうしますか、そういうのを聞いてみるのもいいんじゃないですか。そこで夢を語ってもらってもいいんじゃないか。そのアイデアをみんな集めて、そこからできるものを整備していってもいいんじゃないですか。

それと、いわゆる今、甲子高原こども運動広場、ありましたよね。そういうものができて、その活用ももう一回考える時期が来ていると、昨日、一般質問でもありましたよね、やり方について。菅平の話、これたしか村も行っていると思うんですけれども、菅平のやり方というのはおもしろいなと思ったのは、ラグビーのチームを呼んでくるそうなんです。東京の大学のラグビーチームを呼んでくる。それとあわせて、関西の大学のラグビーチームも呼んでくる。そうすると、そこでおのずと対抗試合が始まると。それを見たさに、またいろんな観光の方が来ると、そうやって相乗作用が生まれている。そういうアイデアをどんどんもっと出すべきなんです。

多分、商工の課長なんかはそういうアイデアをいっぱい持っていると思うんです。ほかの職員もそういうアイデアをいっぱい持っていると思う。ですから、今日言っているように、各職員のそういう話し合いをできる場をつくるべきですよということを言いたいです。観光ですともう商工観光課、スポーツですと生涯学習課、農業関係だと農政課、つくるものは建設課、そうやっていつも縦割りの行政をやっているから、こうやっていつもけつまずいてしまう、そういうふうに思います。そのことを肝に銘じて、きちんと対応していただきたいというふうに考えます。

時間がもう迫ってきていますので、次の質問に入りたいと思います。

再生可能エネルギーについてということでありまして、再生可能エネルギーについて伺いますということで、現在の村内各所で太陽光発電などの施設整備が行われ、また、計画が進められていますと。これらについて、村独自の一定のルールをつくるべきだというふうに考えますけれども、これ、以前にもこの場で申し上げた記憶がございます。これに関してどのようにお考えか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 太陽光も始まって、そして第1世代は代替起電力が下がったり、あるいは廃棄、あるいはリニューアル、そういった時期に来ている。さらに、今後の展開からして、やっぱり地球温暖化からすると、太陽光の力というのはまだまだ需要は出てくるだろうという予測があります。

そして、現在、どういった影響が出てくるんだろうといったときに、後で出てくるようですが、有害物質が出てこないだろうとか、そういったいろんな影響はどうだろうということも心配があって、そしてある一定面積の上には環境影響評価、そういったもの等についても事前にやっていたといったことがあります。有害物質が出てくるといった場合は、やっぱり廃棄物処理に従って、管理型とか、あるいは通常の処理がどうなっていくかという問題がある。もう一つは、環境影響評価によって、何らかの対策が必要であるといった場合は、それをクリアしなければ着工できないというこ

ともあります。

そういったことで、やっぱりいろんな懸念があるものについては、事前にそういった措置をとっていくというのがありますが、現在のいろいろ各法、開発に関する法律がありますね。そういったものについては、許可担当部局において審査するということで、始まりそうだというふうに思います。

さて、では、20年ごろたってからどういうふうになっていくんだろうと。今、大規模なものについては、中間で倒産したりとあって、赤面山のスキー場の跡地問題ですね。ああいった懸念がどうなるかということがどこでも出てくるわけでありまして。

この問題は、やっぱり前々から指摘があったりして、何か対応できないのかなということも話ししておりますが、なかなかこうしたということについては、まだ結論づいたものは見えてきません。ただ、誰が見てもそういったこと、よく話し出てきますので、もうちょっと開発、あるいはガイドライン等いっぱいありますが、その中における位置づけ等については、いろいろ打ち合わせというか、協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、答弁を聞いていて、これから協議をしていきたいということなんですけれども、そんなに各所、今、あちらこちらに太陽光パネルが設置されていますよね。まず、最初に懸念するのが、山林を切り開いてパネルを設置しているところもございまして。そこに万が一、大雨が降ったりとかしたときに、土砂災害が発生する可能性もあるんじゃないかと思うんですよね。そういうものを、いわゆる法律をクリアすれば今、設置できるというふうなお話かと思うんですけれども、一番現状をわかるのは西郷村だと思うんです。ですから、村において、土砂災害を防ぐとか、そういった面で、村の環境条例的なものをつくるべきではないかなと思うんです。

それと、先ほど観光行政の中でも、自然豊かな日光国立公園という話をしました。実際に西郷村に来てみたら、あっちこっちにもう太陽光のパネルがぴかぴか光っているようでは、果たして本当にそれでいいんですかというふうに思うんです。ですから、そういった面で、1つの条例をつくるべきではないのかなというふうに考えるわけがあります。

これ、いろいろ調べていくと、面開発の一環などで、32都道府県とあと9の市で条例をつくったり何とかというのがあるみたいなんです。お隣の白河市でも白河市環境条例というのがありまして、太陽光パネルの高さが10メートルを超える、または太陽光パネルの構造、面積がということでいろいろ規制があって、何というのか、パネルの色は光沢のない黒、濃い灰色が目立たないものにするとか、こういう条例がつくられているみたいなんです。

こういうことを、西郷でもやはり早急に対応すべきじゃないかと考えます。この辺に関してはいかががお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 色の話等についてお聞きしたりしますが、ほかにもあります。事前協議とか中間でいろいろ、当然これは信頼関係があったり、あるいは本当に倒産しないかと、そういった懸念になるわけです。やっぱり、信頼関係を何をもって担保するかというふうになりますと、疑心暗鬼ではだめではありますが、あまりこうということもあってして、通常の許可よりも上乘せ横出ししてやると、やる場合ですね、そういうことが出てくると思いますので、よくやり方等については研究してまいります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 全くもって今、質問と答弁がかみ合っていないんです。信頼関係と今、村長言われましたけれども、私言っているのはその前の話で、設置をするに当たっては、環境に溶け込むような、そういう条例をつくるべきじゃないんですか。パネルが極端に銀色でぴかぴか光るようなものじゃなくて、環境にあまり影響を及ぼさないようなものを設置すべきじゃないかということは今申し上げているんです。そういうものをまず条例で制定すべきじゃないか。大規模開発だったら、大規模開発の法律がいろいろありますよね。その部分はその法律を守らなきゃならないというのはわかっていますので、ただ、村の条例として、西郷村にせっかくお客さんが来たときに、ぱっと山のほうを見たときに、銀色に光る太陽光のパネルが目飛び込んでくるようでは、果たしていかがなものですか、自然豊かな村ですよとうたっている村がそれで本当にいいんですか、その部分の条例化をすべきじゃないんですかというお話をしています。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どのように環境にということ、難しいです。もちろん、周辺に住んでいる人、日常的問題ですから、そういう圧迫があってはまずいし、そういったこともクリアしながらというふうになります。

条例の話が出て、どこまで載っけていくか、ほかのを見てですね。それがどのような効果があるのかといったこともあると思いますので、よく研究してまいります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） よく検討してということなんですけれども、これ全国の事例がいろいろあると思うんです。前、雑誌で読んだんですけれども、雑誌の話をするべきじゃないのかもしれないんですけれども、平場に太陽光を設置したと。たまたまその向き側に2階建ての住宅があって、その住宅に住んでいる方が、まともに太陽光がその住宅に当たるそうなんです。部屋の温度が50度、60度に上がっていってしまうと。ですから、とても生活できるような状況じゃないと。それを何とかしてくださいと言われても、言われた業者も、ちゃんと基準に準じて設置しているので大丈夫なんですよと。でも、そこに住んでいる人は住めない、こういう事例も起きたりしているようなので、そういう事例が全国的にはもう広がってきている部分があるので、その分をきちんと条例化をして対応しておく必要があるんじゃないんですか。

事件が起きてからでは遅いですよということで、整備をすべきだというふうに申し

上げている。これは早急にやるべきだと思いますけれども、もう一度伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われたような事例は、なくさなければなりません。もちろん、事前に察知できるものについては、そうはさせないといったことも必要であります。それに対して、今の条例、どういう効果ということも含めて、いろいろ検討してみたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 平行線になりますので、次の質問に入りたいと思うんですけれども、1点だけ言います。

羽太グリーンタウンを買った方が言われたことなんですけれども、非常に来て見たときに、西郷村はいいところだと、ここに住みたいと思って土地を買いました。1年後、家を建てて住みました。冬になったらとんでもない風が吹くと、いや、買って失敗したと。やっぱり、買うんだったら1年間通してみなきゃだめだよねという話がありました。

太陽光についても、今、ここに設置しました。ちょうど太陽の向きが違うので、光がまともに来なかったかもしれない。でも、夏になったらまともに家に光が当たって、さっき言ったそういう事例が発生することがあるので、設置してしまってからでは遅い。だから、きちんとそのことに対して、村は防御せんとして条例をつくるべきだというふうに申し上げています。そのことを早急に検討してください。

そして、もう1段目としましては、さきに申し上げてしまったんですけれども、いわゆる山などを開発して、土砂災害が発生しました。そういったときに、誰がどういうふうに対応するのか、そういうこともきちんと条例で定めるべきじゃないのかなというふうに思います。

あとは、パネルの話をおね、さきに村長答弁されていましたがけれども、いわゆる産廃処理の話です。これは今、いろいろ調べてみますと、中に含まれるものとして、鉛、銅、すず、銀、アンチモン、あとカドニウムというのが含まれているそうです。これは本当に有害物質だということでは言われていますけれども、その反面、リサイクルも進んでいるという話もあります。これは、中に含まれるレアメタルの関係で、意外とリサイクルも進んできていると。しかしながら、まだまだわからない部分もありますよということで、そういった部分も注意しなければならないということをおね言われています。

これらに関しても、いわゆる平成26年3月に環境省と経済産業省のまとめた調査結果がありますけれども、適正処理が報告されていると、すべきですよという答えが報告されていますけれども、きちんとした形にはまだされていない部分があります。

先ほどの村長の中で、信頼関係ということの話になりますけれども、いわゆる設置業者が設置後に会社が倒産してしまった、そうしたときに、このパネルは誰が処理をするんですかというふうになりますよね。そういった場合に、村はどういうふうな対

応されるお考えですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり、信頼関係があって、ではといったときに、20年後どうなるかわからない、これが一番の問題。これは、経済社会全部に当てはまる。一つソーラーばかりじゃない、全部に当てはまります。そのときにどういうふうにとというのが、やっぱり信頼関係であります。

それは20年続くのかなといったときに、やっぱり信頼できる人にやっていただきたいということをどう探していくかと。そのときに、それがだめな場合はどうするんだということになります。

この問題に関しては、例えば供託をするとか、いろいろ今でも、前からも話があります。供託ってどの段階で、どういう場合がということになるんだろうと。それは、経済事由の中でどこまでの阻害行為で、どこまで制限できる、結構難しい話になります。

ただ、やっぱり身近にそういったことがありますので、そういったことが形になってくれるような方向はしてはおりますが、なかなかすばつとは今のところってはおりません。ただ、やっぱり先は長いということがありますので、そういった金銭の担保といったものを何かできないかということ、さらにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。先が長いから余計心配なんです。いわゆる一度設置をすると、20年、30年、つないでモジュールなんかは五、六年でだめになるという話しありますけれども、モジュールの交換というのは、多分、発電しているうちは交換して、業者の方も収入を得ようと思っておりますので、そう心配ないのかなと思うんですけれども、一番問題はやっぱりパネルの部分ですよね。

先ほど申し上げましたように、鉛とか銅、すず、要するに重金属ですよ。あと、カドニウムとかアンチモンとか入っているということで、そういう有害物質が万が一放置された場合に、流出する可能性もあるということです。そうすると、いつも私言っているように、西郷村というのは阿武隈川の上流部です。黒川の上流部ですよ。そういう上流部の村にそういうものが放置されている。万が一それが流出してしまっただ。その責任は誰がおとりになるんですか。20年後、30年後、その業者の方がもうどこにもいなくなってしまった。責任をとれる方が誰もいなくなってしまった。そういったときに誰が責任をとるんですかとなったときに、やはり最終的には村が処理するようになってしまうんじゃないかなと思うんです。

だったら、もう最初に、業者の方を信頼するのであれば、信頼をした形で今、村長からも話が出ました。これ、私も以前申し上げたような記憶ありますけれども、設置するに当たっては供託金制度をとってもいいんじゃないかなと思います。20年後、30年後、このパネルをあなたがきちっと廃棄をしたときに、供託金はきちんとお返ししますと。でも、万が一のために、保険金として供託金制度を設けさせていただき

たいんですけれどもいかがでしょうかというぐらいの条例をつくってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはずっと今言ったとおり話をして、どういうふうなのが一番いいかという中に入っています。ただ、この経済事由の中でどう制限があるのか、いろんな法律の分があって、その供託の中に1つの項目、今みたいのを具体的に入れるといったことが一番いいわけでありますが、どの時点で、どういう形でということがやっぱり考えどころということで今、いろいろご指導というか、聞いたり、そういったことをしております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。いろいろ考えているというお話なんですけれども、さっきも言いましたよね、ちゃぼランド、キョロロン村の話ね、考えているうちに時間がどんどん過ぎていってしまいます。今設置されているもの、20年、30年過ぎてしまいます。ですから、早急に対応すべきだというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 1 2 番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について
2. 保育園設置について

○ 1 2 番（後藤 功君） 1 2 番。一般質問をします。

昨日、今日と一般質問、同僚議員の質問を聞いておりました。また、執行部の答弁、特に村長は、我々議員サイドからすると、もう少し抽象的じゃなくて、もっと具体的な答弁というものを望むんですが、これ毎回毎回そういう質問をしてもですよ、進歩性がないというか、そういうことを私非常に感じております。そういった意味で、村長には具体的な答弁をよろしくお願ひします。

それで、内外の世界情勢を見ますと、世の中は本当に変転、予測がつかないというか、そういう政治の状況でもありますね。アメリカにおいては、トランプ大統領が来月1月、いよいよ就任されると。その中であっていろいろ、以前にはトランプというのはもう全然泡沫候補だと。私も以前、村長選挙に出ましたが、そのとき本当に泡沫候補と言われて、そのとおりのことなんですが、しかし、トランプさんはそれを覆して、現実に大統領になったと、こういうことがあります。

そして、このことが世界的な革命的なことだと、それによって日本がどういうふうに変わっていくかと、これは非常にこれから見ていかなければならないわけですが、その中であって我が西郷村の行政、政治はどうなんだと。

私は、政治そのものは、これは決して完全に正当性があるって、そしてきれいごとの世界ではないと、無謬性とかそういうことでもない。見てみますと、私も含めてですよ、選挙の中で公約、有権者に訴えることが非常に大風呂敷にいいことづくめだと。しかし、いざ当選して、村長も含めて、そしたら全く真逆なことを結果的にやっている、そういう詐欺師的な要素があるんだと。これはね、そういう言う人があります。私は、これは決して否定するものではありません。

なるだけ有権者に沿った、そういう真のニーズに照らし合わせて、そして我々はそれにいかに応えていくか、そういう原点があります。そういった意味で、さまざまな論点、西郷に関していえば、まだまだいろんな問題、論点があります。

そこで、私は今回、村民プールのね、先般、内覧会ということでご案内いただきました。その中で、非常にこれは喜ばしいことですが、しかし、私は以前から、村民プールができるということは非常に結構なことだけれども、しかし、できた後の維持管理はどうなんだと。これは、何も村民プールだけの問題じゃないんです。全ての公共施設には、そういう問題をね、箱物行政やって、結果的にその維持管理で今、みんな苦しんでいるわけですね。

その中であって、西郷村も例外でなく、今までもいろいろな施設をつくりました。しかし、そのランニングコストというか、維持管理にどれだけの費用がかかるんだと、そういうことで私は非常に懸念を持っているわけです。ただ単にプールができた、体育館ができた、運動場ができた、それはそれで大変結構なことですが、しかし、それは非常にまた金がかかるわけです。その辺の、行政側はどれだけのそういう将来に対

して見積もって、これは十分耐えられる額だとか、これはとんとんにいくから大丈夫だとか、そういう見通し、そういうものをつけてやっているはずですが、しかしながら、今まではみんなそういうことで赤字となって、村の財政、そういうものを圧迫して困っていますね。その辺を私聞きたいんです。

それで、議長、私、この資料を要求していましたので、配付をお願いしたいんです。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後 1 時 5 2 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 1 時 5 4 分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） なければ質問を続行していただきます。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ただいま資料が配られたんですが、これ大きい字で、一目見てどれだけ、もろもろの経費を示してほしいという私申し上げました。そしたら、5,000万円を超える運営費がかかるんだと。5,000万円という、プールにそれだけの経費がかかると、これはもう明らかな事実、これから予想されることですね。

そうすると、ただ単に村民プールができたらいわいと、おめでたい、おめでたいだけでは済まないんです。これ、村民、一納税者としてはこれから5,000万円というのを背負っていかなきゃならない、このランニングコストね。

そういった場合、私は村民プールについては以前からかなり厳しい意見を持っていましたけれども、それは将来にわたって、果たしてそのコストに見合うだけのそういう効果があるのかと。ひとしく村民がそれを利用すればいいんですが、しかし、なかなかこれは偏在することは、もう恐らく目に見えている。

1つの料金を取るわけですから、村内に方に限るとかそういうことはないですね。広く一般、村外の人でも利用できる。商売的にいえば、このコストにあって、幾ら収益を上げれば成り立つのかという、単純で結構ですから、その辺の損益分岐点、どれだけの年間売り上げがあったらこの経費が賄えるのか、おおよそで結構ですから、それちょっと示してくれますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 財政の根幹の話ですから、私がお答えします。

公共施設というのは、さっき観光の話ありましたね。ユニバーサルとか、それからディズニーとか、結局、今言われているのは、どれだけ投資して、どれだけの収益があればあのよううまく展開できるんだらうということを想定しますと、プールというのはどのように考えればいいのかという話ですね。

観光とレジャー、要するに収益を上げるといった場合は、今のお話は非常に重要なことで、それが損益分岐点を常に超えていなければ、赤字倒産になります。公共施設

は、ではどういうふうを考えればいいのか、ちゃぼランドも同じですね。結局、行政として何をやっていくかということ、例えばもうけるというふうにするならば、今のように魅力を上げて、そして料金を上げていくということが1つの手になるわけです。

ただ、行政施策はそうではありません。今回の村民プールは、村民の体力向上、あるいは義務教育、あるいはその他でずっと敷衍していきますと、やっぱり健康増進、あるいは介護にならないピンピンキラリの問題、そういった多様な意味合いを持ってこれをつくっているわけであります。

よって、損益分岐点がどのぐらいになればいいのかとなりますと、やっぱり一般財源でどこまで我慢できるかということになります。そうしますと、一般財源を投入するにはそれだけの行政効果があるかどうか、こういった話になってくるだろうというふうに思います。

そうしますと、このプール、これまで村民プールは屋内ではありませんでした。1つは、やっぱり放射能対策、そういったことがあったりということでこういうふうになりました。当然、そうしますと、今後の展開は、やはり村民の体力向上のみならず、子どもたちあるいは今度はお年寄りの健康増進、できればピンピンキラリ、介護保険の保険料を下げるような効果が上げられればいい、いろんなことを考えておましてやっているわけであります。

今般、テーマとされますのは、この5,000万円の今のことが今後の財政運営にとってどうかという議員のご懸念でありますので、これについてはいろいろ考えて、コストの削減の問題、あるいは効果の向上の問題、こういったことを考える、オープンに当たっての出発になるだろうというふうに思っております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ですが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長から答弁いただきましたが、それは私もわかるんです。行政がやる役割、ただ単に民間事業者が事業をやるとは性質が違うんだと、それは私もわかります。しかしながら、だからこそそういう、ある意味免罪符みたいな、そういうことでそれに甘んじて赤字体質になっちゃうんですよ。私は、それはそれとしてわかりますが、だから、極端にもうけを増やせとかそういうことじゃなくて、極力こういう箱物行政に伴うそういうコストが大変な額になると、そこにもう少し鋭敏に施策を講じていかないと、とんでもないことになるよと。これは、何も西郷村だけに限り

ません。全国的にこれはもう言われていることです。そして、こういう村の施設が増えていくと同時に、これは並行的に経費が増えるわけです。この先どうするんだと。

ちゃぼランドの話も出ましたが、ちゃぼランドとこれ今回5,000万円ということで、1億円になんなんとする経費がかかると。この中でも、これはお聞きしますが、この5,000万円の想定される経費、その中にある村の持ち出し分、入場料、そういうことを差し引いた村で補填する持ち出し分の金というのは幾らぐらい想定されるのか、それをお示ししていただきたいです。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 12番後藤議員のご質問にお答えします。

ランニングコスト5,000万円かかるわけですが、そうすると、実際に1年間使用料等でどのぐらいの収入を見込んでいるかということによろしいですか。

これも実際にふたをあけてみないとわかりませんが、係のほうで試算したところによると、大体、大人や子ども、入場料の毎月どのぐらいの人が入ってということで掛けた場合、ちょっと厳し目に見積もって400万円から500万円程度です。それに今度は民間のほうでいろんなものに活用したいという部分も入ってきますが、これはまだ試算に入っておりませんので、今申し上げられるのはその程度のことです。ご理解いただきたいと思えます。（不規則発言あり）

単純に当初予算でこの5,000万円をお願いするのに、これは村の持ち出しです。差し引き考えますと、4,500万円というふうになるかと思えます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、まだこれ実際運営していないんですが、概算の見積もりで答えていただきましたが、四、五百万円だと。そうすると、もうあとは持ち出しが4,500万円、これとて私はもっと、恐らく1割、2割ぐらいは上回るんじゃないかと、そういう私なりの見積もりしていますが。

先ほど村長が言われたことも、私も十分それ踏まえてはいるんです。だから、体育施設、特に子どもさんの泳ぐ場所がないと、今まであった、それがなくなった、じゃ、つくらなきゃならないということですよね、それです。それでつくったわけですから。国庫補助でほぼ100%でつくった、それはいいです。ところが、その後の維持管理が大変なことになるんだと。これはみんな、全国の自治体がそれであえいでいるわけですよね、大変だと。最後には破綻して、もう潰れちゃったとか、もうやめたとか、これ当然、この金を工面できなければそういう、必然的にこれはなくすほかなくなっているんです。

ところが、西郷村は比較的そういう面において、まだ少なくとも余裕があるからそういうことをやれるわけですけれども。その内容も、私はそうであっても、その中のいかに合理的な運営をされるかという、これも重要だと思うんです。

ここに、ランニングコストの資料の中で、監視委託料2,766万8,000円、それから管理委託料879万7,000円というふうに見積もられていると。この中身を見ると、かなり以前の予算案の説明会、そういうことを聞いておりましたが、その

中で、プールの監視員でしょうね、それから事務者——これ主任1名、7、8月は3名、ほかは2名と、5名ですか。総勢、事務員が2名、受付ね。これ7人なんですか。その総人件費がここにあらわした額だと思うんです。私は、それ1人当たり、まだちょっと詳細ね、例えば主任、要するにプールのあれは正式に館長というのか、一番の責任者は何と呼ぶんですか、その辺をお聞きして。

その方の年間の給料というか、あとのここで働く人のお給料はおのおの幾らぐらいだと、それを示していただきたいです。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、村民の屋内プールに関しては、館長というようなそういう立場の方はいません。これは、村の施設として野球場だったり、体育館と同じような施設としてつくっているということです。

ただ、今のご質問あった委託の件で、確かにランニングコストの半分が人件費になっております。その人件費の中身の主なものは、今、ご質問あったような、いわゆるプール監視業務委託料が約1,800万円、年間、主任を入れますと最大で6人の人員を確保しておりますが、単純に平均すると、1人年間200万円程度の額になるかと思えます。ただ、これはいわゆる監視業務を請け負っていただくの、警備業者のほうに委託する予定ですので、その会社経費等で考慮すれば、もうちょっと平均額は下がるかもしれません。

ただ、プール監視に関しては、ご存じのように、平成23年に大阪のほうで市立の小学校のプールで児童の死亡事故が起きまして、そのときには、そのプールは市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が警備業務の認定を受けていなかった、そういう業者が請け負っておって、しかも契約上必要とされていた監視員を配置しなかったとかのいろんな理由で、大変問題になりました。

そこから、この事件を受けて、警視庁などはいわゆる委託、所有者から有償で委託を受ける場合に関しては、そのプール内で起こる事故の発生を未然に防ぐためには、いわゆる警備業法の法律上の条項に該当したような、具体的に申しますと、警備業法の第2条第1項第1号、また第2号という、そういう条文の中に該当したような警備業者を置かなければならない。そうしないと、いろんな面で不便といいますか、いろんな問題が生じるだろうということになっておりまして、今回、村民プールに関しましても、管理業務については警備業者のほうに委託する。もちろん、そういう意味で、専門的な資格といいますか、それを持っている方をお願いするというので、ちょっと値段的には上がっているということです。

次に、もう一つの主なものは、受付業務委託でございますが、これは2名体制ですが、交代制でやっていただくということで、トータルといいますか、6名ぐらいをお願いして回すといいますか、そういうことを考えている、その予算が約880万円、これも単純ですけれども、1人当たり平均すると140万円程度の費用というふうに考えているところです。

以上です。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 警備会社に委託すると。確かに、プールを運営すると、事故なんかかね、排水口に吸い込まれて入っちゃったと、そういう事故も大分あった記憶があります。これは本当に、確かにいいかげんではないというのも私もわかります。

それはそれとしても、私、聞くところによると、警備会社は警備会社、それは私はわかりました。受付業務なんですよ。西の郷スポーツクラブに委託するんだと、それは本当ですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 受付業務の委託に関しましては、今おただしのよう、総合型地域スポーツクラブであります西の郷スポーツクラブに依頼したいと考えております。西の郷スポーツクラブに関しましては、国のスポーツ基本計画にのっとり、国民が誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも取り組めるスポーツ環境を提供する目的で、平成19年度に創設された公益的な団体でありますし、その設立に際しては、私の前教育長さんなどが大変努力されて、村が深くかかわって設立したという経緯があると思えます。

現在、西の郷スポーツクラブの会員は、西郷村スポーツ推進委員とかそのOBの方が所属していただいております。各種の教室の企画、運営、指導に大変大きくかかわっていただいております。村にとっても住民サービスの中で大変寄与していただいている、そういう団体でありまして、現在もご存じのように、体育館等の運動施設の受付業務を委託しております。

そういうわけで、体育館や今度のプールなど、一括の受付業務委託をすることで、効率化も図られるというふうにご検討をしております。この西の郷スポーツクラブのほうに受付業務の依頼をしたいと考えているところです。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 西の郷スポーツクラブに委託すると、それはわかりました。

私は、それはそれで、今までのかかわり上、そういうふうになったんだと。スポーツ関係において、いろいろな面で活躍されていると、そういう団体だと、それはそれで認めます。

単純に、私は財政的にこういう、できるだけ低コストで運営するには、もう少しやる方法がないのかと。例えば、西の郷スポーツクラブがより低廉な管理委託でやってもらえるなら、それはこしたことはないけれども、世の中何でも、市場経済は高い、安い、入札でみんな安いほうがいいということで、取引しますとなるでしょう。これも行政だから、ある一定のそういう選択をしないで、ただもう最初に西の郷スポーツクラブがありきだと、そういうとおのずとこれは価格競争にならないんです。

私らは、いや、お金は要りませんよ。私はちょっと神様が掛かっているから、金要らないから、世の中に尽くしたいと、そういう人もいるかもしれないです。そういった

場合、やはり最初に公募すべきじゃないか。最初に西の郷スポーツクラブじゃなくて、西郷村にもいろんなボランティア的な団体とか、いろんなそういうやる人もいるらしい。まず、最初に広くこういうことでね、全くただとは言いませんが、それなりの安くやってもらえる。受付なんていうのは、プール警備じゃないから、切符を切って、あと注意事項どうのこうのあるでしょう、そんなに難しい仕事じゃないと。そういうことが考えられなかったかどうか、その点どうですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 受付業務委託でのボランティアの活用というお話だと思うんですが、実際、西の郷スポーツクラブで現在、体育館等の受付業務を行っている中には、いわゆるスケジュール管理なども入ってきます。今後、このプールを大いに活用していただくためには、一般の方の利用だけではなくて、これからいろんなことを考えていくことになって、時間帯でどういうところが使うとかという、いわゆる調整とかスケジュール管理も入ってきます。そういう意味で、これまでの実績もあって、体育館とかそのほかの施設との関連も見れるようになりますので、そういう意味で有効であろうと考えて、西の郷スポーツクラブに依頼するという考えが出てきているところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 教育長、なかなか答弁ね、合理的でわかりやすい。確かに、合理的に考えればそうなんです。体育館もやっている、ついでならこれもやれるだろうと。私はもっとシビアに、先ほど言いましたように、村財政、そういうことから考えれば、今までのそういうしがらみの付き合いがあるからまたというわけにはいきません。少しでも安い運営方法はないのかと、その辺が私と教育長の違いです。ね。

教育長も前教育長から、この仕事は前の教育長がほとんどこれ仕組んできたんでしょ。言葉悪くはないかな、何でもいいけれども。

とにかく、いいですか、私は、西の郷スポーツクラブを目のかたきにする、そういうことじゃないんです。私は、実は全くしがらみがないんです。その所属する人たちと全くしがらみがないと。私も選挙の洗礼を受けるほうだから、多少なりとも後藤にいつっちゃうなんていうと、またね、違うかもしれないんだけど。しかし、しがらみがない。だからこそ、こういうほうがいいんです。より公平に、いろいろそういうことを考えると、もっと違う方法はないのかと。

というのは、今、西郷村のあらゆるいろんなそういう団体とか、村にかかわるそういう人たちが、比較的村長サイドに立ったね。村長、よくよく調べると、村長の後援会がほとんどだと。これは、1つには、悪くとればですよ、1つの癒着じゃないかと、そういうふうになっちゃうんです。それが、確たる証拠があってどうのこうのではありませんけれども、しかしながら、そういうふうになっていくと、1つの既得権化して、何でもかんでもそういう村長につながる人たちが——言葉は悪いが牛耳っちゃうと、いかがなものかと。

私は、それ以前に、もっとコストダウンの面から考えて、そういうことをまず取り

払って、公正なそういう価格の、財政的に安くできないかと、そういうことから言っているんです。これは余計なこと言ったかもしれないけれども、そういうことなんです。その辺、もっと私は西の郷スポーツクラブ以前に、先ほど申し上げたように、公募なりそういうことをするべきだと。もうこれ決まっているんだらうけれども、いつの段階でこれ決めたんですか、こういったこと。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 私の存じ上げている段階では、まだ決めたわけではなくて、今回の議会で条例を審議していただくわけですが、これまでの実績等、先ほど申し上げましたが、西の郷スポーツクラブは今も体育館等の受付業務をやっていたと思いますが、実際には村の臨時職員の単価と同じ単価でお願いをしていたりして、結局、そのこの運営の中には、このスポーツクラブ運営に係る費用というのは受付業務委託の中に含まれていない。自助努力でいろんな——もちろん多くは、今は村からの補助金はないんですが、t o t o ですか、そこからのお金をいただいたりして運営している。もちろん、あと会員の方からの会費等で運営しているようですが、そういう中で、業務委託を受けていますが、プラスのいわゆるこの運営費、クラブ自体の運営に当たるような費用というのはその中にのせていないようでした。

今回、そういう中で、本当に自主的な努力をされていて維持している団体でもあるということもありまして、特にこの周辺市町村では、総合型スポーツクラブというのは設置していないんですね。いろんな視点から見ても、大変頑張っている団体でもあるので、そういう意味での実績プラスそういう村としてのこの団体を大事にしたいという思いもあってのことかと思っております。

答弁になっていないかもしれませんが、私としてはそんなふうに認識しております。まだ、これが決まったということではないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） しつこいようだけれども、これね、私はこういう観点からも申し上げたいんです。というのは、今、若い人でも何でも、職にあぶれている人いっぱいいるんだよね。そして、私は先ほど、村長後援会の人が多いんだと断定しましたが、そうでない方もいるでしょう。しかし、広くね、世の中、村内の就業者、職につけない人、いろんな人がいるわけですよ、若い人たちが。はじめにそういう団体ありきという、その人たちはもうおのずと除外されるでしょう。

私は、この就職難の時代、少しでも——若い人というのは、それ将来性と、このプールではわからないけれども、しかし、中高年の人でも、会社、事情があって今失業しているんだとか、そういうことなら、幾ばくかの金でも私やりますよとか、そういう人たちも当然視野に入れるべきなんです。

先ほど私が申し上げたのは、要するにそういう特定の人ばかりが村のいろんなあらゆるそういう団体に入って、結果的にそういう人たちでやっているわけで、それは一般の大多数の村民は蚊帳の外なんです。それを公正にもっと門戸を広げて、いろんな

人のそういうチャンスというか、それが公正な社会じゃないですか。これは、何も技術的にね、そのスポーツの団体さんが飛び抜けた経営能力を持っているとか、そういうことじゃないと私は思う。そういうことをこれから、やっぱり行政というのはそれを望めるわけです。だから、いろんなゆがんだような、結果的にそういうふうに見られちゃうんです。私はそれをね、これ今ここでどうのこうのと言ったって始まらないけれども、そういうことでひとつ申し上げたんです。

それから、これはいろんなさまざまなコストがかかるわけですよね。でも、これ、まだやってみなきゃわからないということで、今回はこの辺にとどめますが、また運営して、そういう実際にどうであったか、その都度また検証して、そのときにいろいろお聞きしたいと思いますので、今回、これでいいです。

次に、保育園の設置ということであります。

今、旧成井農林の跡地に盛んに宅地造成工事をやっていますね。それで、その中に村立とは言わないと言ったんですが、保育園をつくるんだと。この前、私も総合開発審議会の一員でありまして、その変更の手续をとったと、一条工務店がですよ。

その中で、いろいろ私も申し上げたんですが、まず村長にその前にお聞きしたいのは、審議会の——村長同席していたからわかるけれども、私ちょっと声を荒らげたんです。ある委員が、私の質問に対して余計な、越権行為のあれをやったとしゃべった。私は考えてみますと、その方はよくわからないんだらうけれども、まずその以前に、よくよく調べてみると、私もその後いろいろな人に聞いた。あの方は、村の請負業者だ、入札参加指名業者の細君であると。そういう方が、私ね、村の指名業者で、そういう総合開発審議会、いろんなどころに顔を出していると。それは、法律的に抵触するんだか、しないんだか私はわからないけれども、恐らくしないんでしょう。

そういうね、あえてそれは村長が任命しているわけで、その辺の村長の見方、見識ってどういう構造になっているのか、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今度、保育園設置についてのご質問でございます。

都市計画審議会にかかっておりまして、都市計画審議会は都市計画法の法定の委員であります。各分野が法定されておる。その中に婦人代表とか、あらゆる分野から出していただきたいという中に1人入っております。もちろん、それが先ほどの請負とどう関係あるかというふうになりますと、もちろん義務も必要ですけども、それは大丈夫でございます。

それで、結局、この審議会委員は、長が行政のシステムを動かすときに、やっぱり判断するというときに、1つは意見を聞くということは法定されておりますので、その審議会に諮問をするわけでありまして。今回も、都市計画の変更について貴審議会の意見を求めますということで提案したわけでありまして、それが全体の説明と、それから都市計画法にのっとって妥当であるかどうかの審議のためにということで選んでおりまして、法定によってその分野を決めて、その中から選んでいるということでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） そうということであると、それはそれで、本題に入ります。

成井農林の跡地へ今、盛んに造成工事がやられているわけですが、保育園を新設するんだと。この前の都市計画審議会では変更だったと、以前は住宅の区画、この図面にも出ていますが、当然、区画されたそういう図面でやった。ところが、今回、村の保育園を建設するに当たって、その用地を保育園用地として今度は変更されていると。私は、一民間事業者がこれ、いろいろ村に宅地開発するに当たっていろいろ相談申し上げたというのは、それは当然でしょう。

その中で、保育園をつくってくれるという話は、この図面上、最初はなかったわね。私が思うのは、保育園をつくるという話はどちら側が出したのか、一条さんなのか、村なのか。今、保育園待機児童が、この前の福祉課長の説明で29名だと、そういう事情があるのは承知しています。ついでながら、そこがよかろうという話なんだろうけれども、しかし、この計画のね、審議会の計画変更の説明を見ると、最初からそういう事業者側が持っていたわけでない、後からそういうふうになったと。その辺の経緯、どちらがそれをね、保育園をつくるという話になったか、その辺を答えていただきたいと、そういうこと。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 都市計画変更はいかなる理由でということ、その順番でしたね。もちろん、私が申し上げたわけでありませう。

それで、経過を申し上げます。少子高齢化と待機児童の問題があつて、そして保育園の定員、昨日申し上げましたとおり、面積その他の要件があれば、1.25倍であると、それももうばんぱんであると。さらには、増えている、それは一時保育児童かという状態になっているので、これはやろうということを決めていたわけです。

やるに当たって、どのように今後とも進んでいくのかということ考えたときに、やはり行革その他において、今は市町村役場が設置する場合は、運営補助金等については出ないわけでありませう。そして、社会福祉法人その他がやった場合は、運営費の人件費等が国から直接出る。そういった前提からいって、つくることはつくる、それは社会福祉法人にお願いするという形を1つとったわけでございませう。

そして、この場所を選定してということ、最初いつも、今回の一条さんの場所につきましては、どのようにあの土地を利用するのかと、いろいろ動きがあつたことは前に申し上げました。それを一条さんが買って、宅地造成するということになったわけでございませう。その開発の許可の申請の中において、どのような形になっていくのか。最初は、相当大きな話だったのですが、だんだん地番の問題等があつて、今回の変更では180前後でしたっけ、そうになりました、第1期。

そして、現在のロケーション、まきばとみずほ、それから川谷、一の又、それから中島にも一部ありますが、そういったことで、ロケーションからいうと、やっぱり国道289号線沿いということ、物色していたわけでありませう。

最初は、いろいろ公共施設があつたほうがいいだろうという話もありましたが、ま

とまりませでした。ただ、具体的にやった場合は、農地を買う、あるいは周辺を買った場合の手続等がいろいろかかったりして、そしていち早く応募に応えるためにはということで、急ぐ必要があったわけでありませ。そういうことがあって、いろいろ考えて交渉した結果、やっぱりアクセス、国道、県道沿いである、あるいは学校に近い、いろいろな意味であそこがいいと。比較はいろいろいたしました。

議員はこの前、都市計画審議会においても、安価な方法で、あるいはただでもらってもいいのではないかといたったお話があつて、私も当然であります。これは、財政上いかなることがあつても、借金あるいはそういったものは少ないほうがいいわけありますので、なるべく安価にということをやつてきて、今回、そういった形が方向できてくるという中において今、社会福祉協議会と連携しているということでございまして、いろいろあつた中で、あの場所がいろいろな条件からして妥当であると判断して、私が決断をしたというのが実情でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これ、いろいろ考えられるんだよね。今、村長は、確かにそういう自分から言つたと、それにしても、私はちょっとおかしいんじゃないかと。一条さんのほうで、最初はそういう、全く保育園の設置というのは念頭になかつたんだと。これ、村から押しかけ的にやつたということでしょう——違う（不規則発言あり）そういうことでしょう。

だから、だったら、私この前言つたとおり、当然、事業者のほうにそういうさまざまなメリットがあるわけですよ。それを有償で買い上げると、土地をね。これなんですよ。私はなぜ無償というか、そういうことが当然だろうと。普通、例えれば、例えば大学を誘致する場合でも、これ各自治体は大変な相乗効果がある、経済にインパクトがあると。当時、50町歩、100町歩も、村でね、また市でこれは用意しようとして。インフラも全部私どものほうで持ちますから、どうか来てくれませんかというのが普通の形態ですよ。大学のほうで土地を買つて来るなんて言つたら、もうとんでもないとなつちゃうからね。普通は、自分が利益があるというふうに見越せる場合は、そうなんです。

だから、当然これ、一条さんのほうでは、どうか西郷村さん、土地提供するから、保育園でもどうですかと、そういうふうならば、私もすつと納得するんです。これが有償となると、話が逆なんじゃないかと。何でね、あそこしか絶対的な場所じゃないでしょう、絶対的なものはないですよ。いろいろあそこより平場の土地はいくらでもある。そして、いろんな、私聞いたんです。いや、土地だったら私いくらでも売るよと、もう農家の人もね、米も安い、山林持っている人も売りたいとしようがないと、何ぼでも売つてあげる。何でそんな、わざわざそちのほうって、そういう声があるんです。

ですから、私、そういう世の中の経済状況から見れば、東京とかそういうところならいざ知らず、この西郷村においてはいくらでもね、買い手市場で何ぼでもあるんだと。そういう状況の中で、あえて有償でそういう企業側に、要するにこれは言葉あれ

なんですけれども、企業側にたった、なぜそういうことやるんだ、有償、ただならいいけれども。ただほど高いなんてものないなんていう話もあるけれども、しかし、そういうことを考えれば、当然、無償で提供してもらってやるならいざ知らず、何なんだと。

その辺は、私もいろいろ聞いております。それは、またいろんな人が、要するに村長に持ち込んだんべと。それは私も検証はしようがないんだけど、しかし、それもさにあらずだなど、そういうことになれば。ですから、この辺のね、要するに納得のいくそういう説明というのは、今の村長の答弁では納得できないんです。

それで、こういうことが考えられるね。これ、皆さんちょっとわからないだろうけれども、高橋君はわかるな。都市計画審議会のこの図面の、これが今回、村の買い上げ。以前の図面だと、ちゃんと区画されているわけです。この場合、これ違う。事業者側にとっては、これは非常に、土地を買ってもらった、そのコスト的に相当有利になるんだよね。これはもう建設、道路、それから下水道設備、やる必要ないですから、ただ平場を、それを村側で買うんでしょう。大変なこれ事業者にとってはもう……上だと、そういうふうになっちゃうんですよね。

これ、いろいろ私も詳細に図面を見たんですが、この中央部分に緑地がなっている。しかし、今度はこっちは隅のほうに追いやられていると。これいろいろ、会社だから、利益を考えたら、いろんなレイアウトするのは当然です。しかし、今回この点については、あまりにも何か不可解な点多過ぎるんです、私から言わせれば。まともにこれね、こういうふうに見ていくと、どうも不可解だと。

その辺、村長はそういう、もう少し我々に納得させるような、そういうのを考えなかったのか。後藤はわからないでも、あとの議員はみんなわかるんだからいいんだと言われればそれまでだけれども……それはそれまでなんですけれども、今の私のこういうことに対してどういうふうな、説明して。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よくわからないということですが、そういう理由をもってこの都市計画の変更に来たわけですが、今の部分はやっぱり一番は値段の問題ですよ。ただのほうがよくあったんじゃないかというところが、この前、議員も申されておりましたので、そういうことをよく説明申し上げたいと思います。

最初は、まず開発行為の最初の協議は、平成26年10月ごろです。宅地分譲したいという持ち込みがありました。その計画の中には、ちっちゃな保育園用地みたいなのも記載があったわけですが、どこで実施するかどうかについては、まだ案ということであったと。当時、かねて待機児童の解消を、本地区周辺に保育園建設が検討されていたということでもあります。

その後、平成27年10月ごろ、本格的に建設の検討に入り、周辺の場所を探していたと。それで、その中においてということ。開発がその案が出てきた中において、やっぱりこの場所がいいと、なぜか。開発行為はもう村が農地その他を買って、要するに下水道とかそういった設置とか周辺の開発、同時にする必要ないわけですね。

要するに、計画の中の1筆を取得すればいいという、そういった速さ、あるいは安心、あるいは周辺も一挙に開発整備ができるという前提の中を選ぶわけであります。

ポイントは、議員おっしゃるように、そういう条件で相手もメリットがあるんだから、そこを強調して、もっと安価に動くべきではなかったか、当然ですね。それは、同じ考えを私も持っております。

それで、開発行為というのは、やっぱり開発許可を受けて、現地を購入する。さらに、開発行為の整備を施して、売り出し価格があってもうけるということになりますので、そのときに、開発協議で公共施設の38条の協議とか、41条の規定とか、いっぱい出てきます。その中において、公共施設はどの程度だったら何をということが当然出てきます。

しかし、100、最初の規模からいうとそんなにということはありません。ただ、大規模になった場合は、学校とかいろいろ出てきますよね。そういうことがあって、この規模であるということになります。そうした場合に、もちろん村は、私はあそこがいいと、向こうも売りたいという思惑が絡んだ場合は、今、議員おっしゃられたとおり、大メリットがあつて、このためだったらみんなあつという間に売れてしまうということが見込めるのであればということもあるでしょうが、しかし、そう簡単ではないと、ただで買ったわけではないということもあつて、私どもが安くしていただく、あるいはこの周辺状況もこの整備に協力する。いろんな中において、こんなもんだらうということになったというのが経過でございます。

一番は、ただで取得できれば、まさしく議員おっしゃるとおり、将来の負担が少ないわけでありますのでいいわけでありますが、やっぱり今般の3月議会において債務負担の承認を得た中において、大体5,000万円で6,300平米だからということになると、坪2万6,000円ぐらいだらうと。これは、宅地造成込み済み、周辺も舗装も全部終わり、それからすぐ建てられる状況になる。

先ほど、周辺にもっと安いところあるじゃないかという話もありますよね。ただにしても、やっぱり造成費等、それからいろんな条件、上下水道とか、あるいは東北電力を引っ張ったり、いろんなこともかかりますので、比較考慮いたしますと、この丸昌さんの大体近くでいっても7万円とか8万円ですね。それから、グリーンタウンも大体6万円以上でした。今般、2万円程度であれば妥当ではないかという判断を、いろいろ動いてそういうふうに言えているというふうな経過をもって現在に至っているわけであります。

議員の趣旨は、いつも行革、あるいは将来の財政運営に禍根を残さないようにという観点で申されておりますので、その点については全く同感で、私もそういうことで動いているつもりでございます。ただ、相手があつて諾成契約というふうになりますので、それは最大限の努力をした結果において、こういうふうに決めるものは決める、そして早く建てる、そういったほうに動いているというのが現状でございますので、ぜひご理解賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長の説明を聞けば、そういうことで別に特段ね、突飛なことじゃないというような話だけれども、これは私、いろいろの佐藤村政の政治手法というか、それを検証すると、とにかく補助金とかそういうのを使わないというか、みんな村の持ち出しね。これ、結果的に村に損害を与えていると同じですからね。例えば、1億円というのがある、その事業ですよ、それが半分国から補助金を持ってきた、これ村が全額持ち出してやった。一方の人は5,000万円持ってきたので、村長は全然それを使わなかった、そしたら5,000万円、結果的に損害を与えたと同じなんです。西郷村民はそういうのに疎いから、わからないわけだ。ただ、上っ面だけで判断していると。

その辺がいろいろ、私もあんまり言いたくはないけれども、垣間見える。例えば、西一中の整備、ああいったことそうでしょう。何でもっと補助金を活用しないんだと。財調があるから取り崩して、みんななくなっちゃうでしょう。

1番議員、いろいろ午前中申しておりましたが、予算の起債を起こすだって、村の持ち分、財調、金がなくなればやっぱり借りられないでしょう、裏負担があるんですから、国の補助金だ。どんどん本当は、西郷村の財調、その金があれば、私は100億円でも200億円の仕事できると思うんだよ。そういうことが何でやれないんだ。

そして、各事業を見ると、みんな持ち出しだと。これ比較しますが、お隣の白河市なんか、あのコミネスだって、100億円もかけて、持ち出しなんてよくよくないんだなんてね。それは、やっぱり市民に相当な影響を与えているわけでしょう。だから、それは政治の腕の見せどころであって、そういった点で、村長、もう少し磨いてほしいんだよ。

これなどもそうですよ。たかだか2万ぐらいでたまげていくことないと言うかもしれないけれども、これだって無償でやってもらえば、6,000万円なら6,000万円、大変なことでしょう、これ。村に利益を与えるわけだ。何でそういう発想にならないんだ。人の金だからって、すぐ妥協しちゃって、まあいいわ、いいわと。これ、議会も物わかりがよ過ぎるわね、文句言わないんだから。

私はこれ、経済的に企業の生き馬の目を抜くね、世界で生きる人なんか、何をやっているんだこの、そういうあれに見られちゃいますよ。私は比較的そういうふうなところで敏感に反応していますが、これをやはり議会も何もないとか、村長がそうだったら、もっとこれ、職員の皆さんもそうだ、みんなぬるま湯につかっているんだよ。

役所に来れば、よっぽど悪いことでもしなければ首にならない、給料は安泰だって、そういう世界でみんなぬくぬくやっている。そういう意識が足りないから、何でもこうして、ああいいわ、いいわで出しちゃって、議会もはい、これじゃ本当に政治の非常に高度なテクニックを使うとか、そういうことは何にも足跡がないんだなわな。私はもう非常に歯がゆいというか、これ1つとってもね。

今、村長の我がほうの味方になる、理解のある議員が増えたということ、何でも安易にやる、とんでもない話なんだよ、これ。そうであればあるこそ、本当にかぶとの

緒を締めて、いろいろやらなきゃならないと。どうも村長にそういうやる気があるのかと、それすらも私もちょっと疑わしいので、その辺のもう一回いろいろ検証して、どういうふうに臨んでいくのか、その辺のあれを。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） なかなか厳しいご意見をいただきました。しかし、言っていることは、そのとおり受け入れます、そのとおりだから。やっぱり、努力が見えるようにしてもらいたい、もちろんしなければなりませんし、しているつもりです。ただ、なかなか見えないのは歯がゆいという気がします。

よってということになります。では、何をもってそれを検証するんだと。やっぱり、住民の喜びたるものが、今の村政継続するのかどうかということになるわけです。結局、議員も選挙の洗礼を受けると、さっき申されましたが、やっぱりやっているか、やっていないかも含めて、毎日の生き方、あるいは人の接し方、あるいは対外的なこと、あるいは経済の中におけるポジション、あるいはあるいは、いっぱいあるんだろうと思います。総合的に判断されてというふうになってです。

ただ、さっき1点言うと、やっぱりただにできないのは、5,000万円損すると、それも事実であります。しかし、世の中はそればかりではうまくいかない。やっぱり、お互いに妥協できる場所を探るといふところもありますので、一方的に押しつけて通ればいいわけですが、通らないとき、これは協議の対象になります。

いろいろ努力してまいりますので、ぜひ叱咤激励をよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 言いますが、要するに交渉事、これ一条さんだつて、だから、村長はこの案件が破綻になったら、困ることはないんだ西郷村はな。（不規則発言あり）いいよ、できるよ。できないよって、そういう前提に立つからだめなんだ。交渉事は、だから、相手が「いや、これはのめません」、西郷村は何もそこだけの選択肢じゃないんだから、わかりました結構ですって、さよならでいいんじゃないの。なぜそういうことができないんだ。そういうテクニック使う技術というか、私は当然そういうふうにあるべきだと思うんです。だから、それはやはり人の金だから、適当にきれいなこと言って、ごまかしているんだろうと、本当にそういうふうには断定せざるを得ないと。

今後、またいろいろそういうあれがあるであろうから、その辺も我々も逐一検証して、いろいろまたやっていきたいと、このように思います。

これで質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁はいいですか。

○12番（後藤 功君） 要らないです。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月9日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3 時 1 7 分)

